

令和 7 年度
第 2 回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和 7 年 8 月 6 日（水）
秋田合同庁舎 第 1 会議室（5 階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
 - （2）賃金実態調査結果について
 - （3）その他

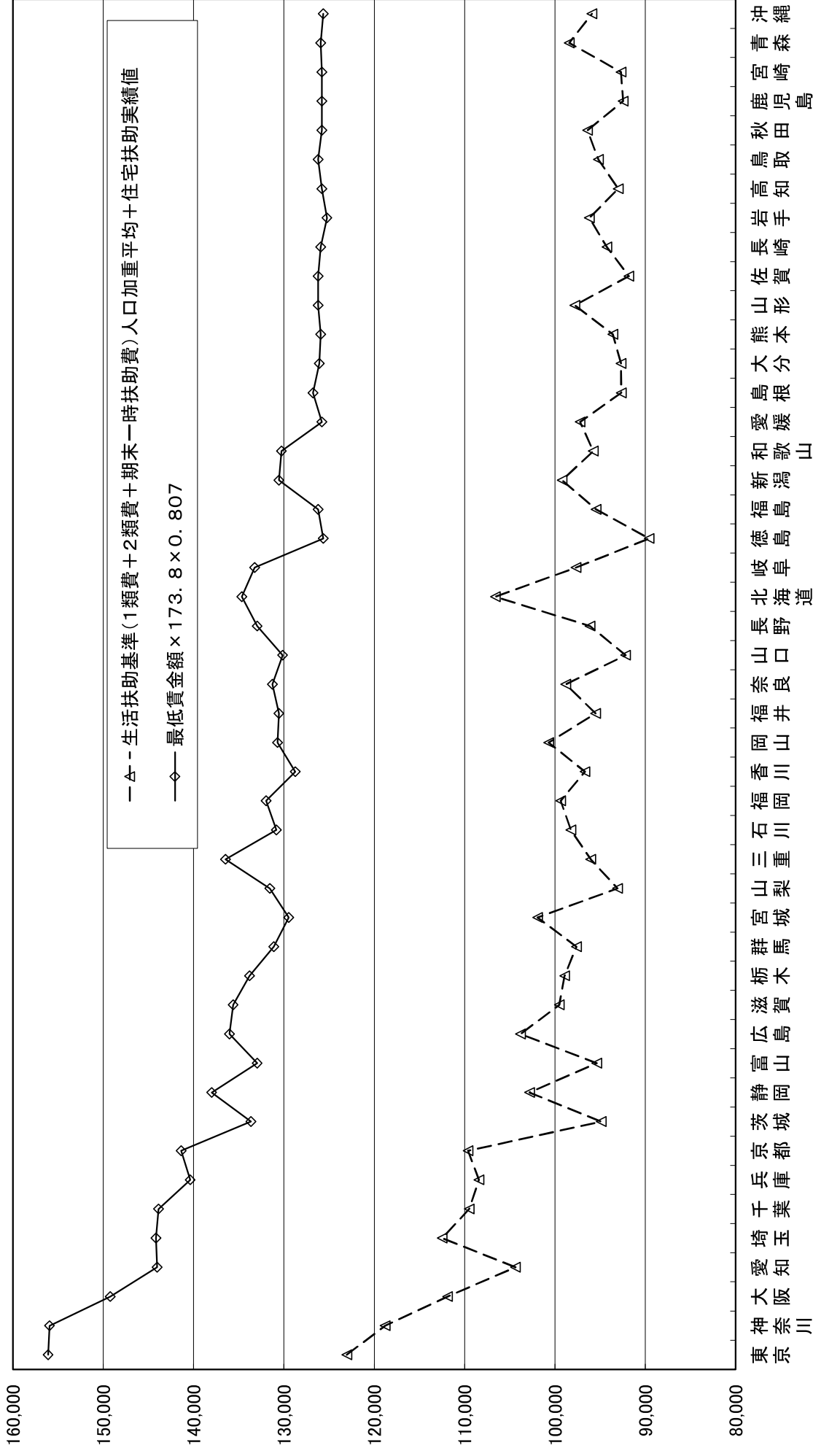
資 料

- 1 生活保護と最低賃金との比較関係資料
- 2 令和 7 年賃金改定状況調査結果
- 3 令和 7 年度賃金実態調査結果報告（抜粋）
- 4 秋田地方最低賃金審議会日程（変更案）
- 5 秋田県最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）
- 6 秋田弁護士会会長声明（写）
- 7 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

单位: 月



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。

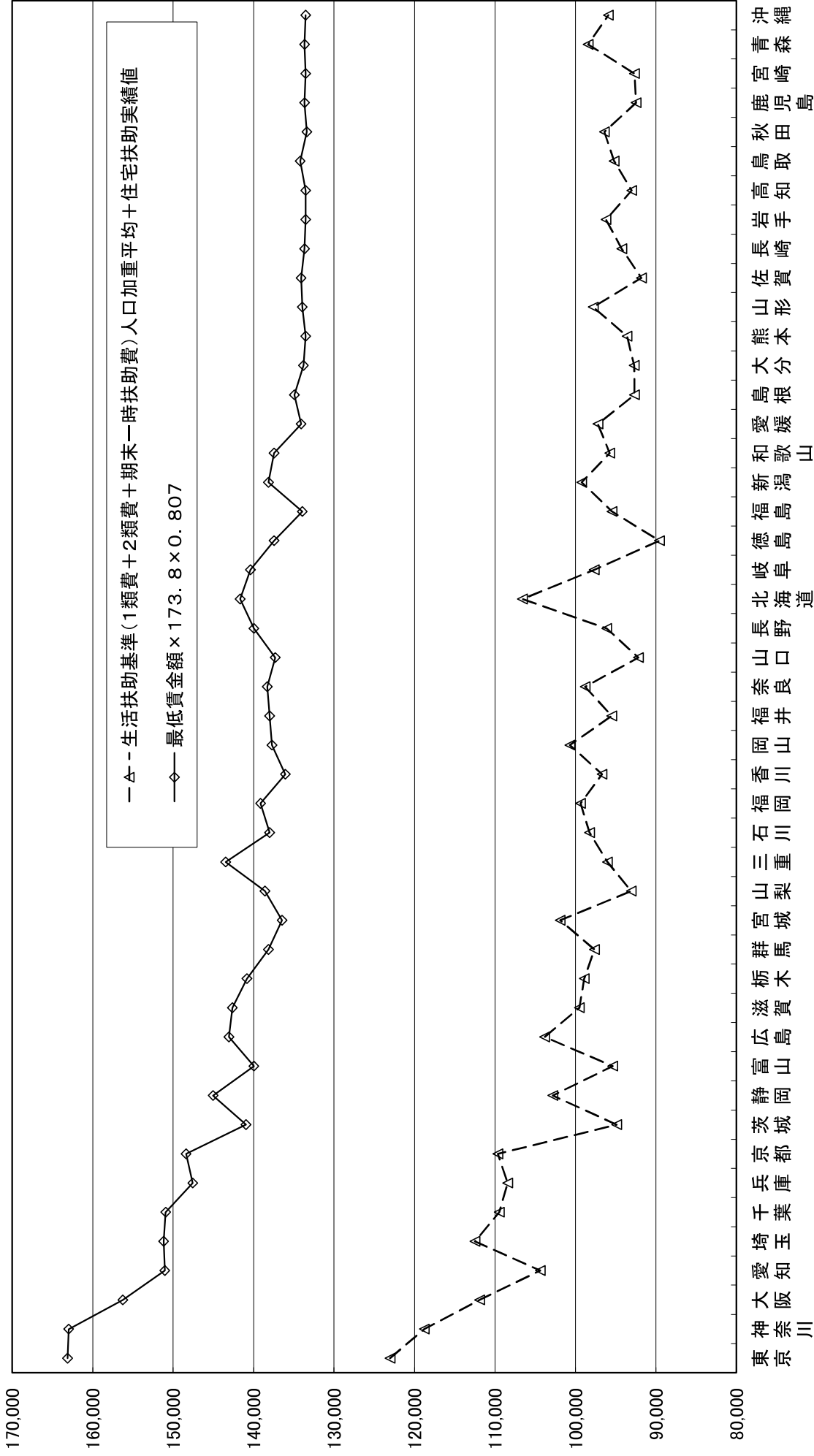
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1)生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。
 注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度 データに基 づく乖離額	2024年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.807) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

生活保護と最低賃金の比較について（令和7年度）

秋田労働局賃金室

I 前 提

- 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯
 - 冬季加算地区 → I区
 - 県内級地別人口 →
 - 2級地－1： 307,672人（秋田市）
 - 3級地－1： 453,457人（能代市など8市）
 - 3級地－2： 198,373人（潟上市など16市町村）
 - 計 959,502人
- ※令和2年国勢調査による市町村別の人口

II 生活保護（令和5年度）

（1）生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費 基準額

$$\begin{array}{ccc} 2級地－1 & 3級地－1 & 3級地－2 \\ (72,430円 \times 307,672人 + 70,080円 \times 453,457人 + 67,740円 \times 198,373人) \div 959,502人 \\ = \underline{70,349.76円} \quad (1円未満第3位以下切捨て) \end{array}$$

② 第2類費 冬季加算（1か月平均）

級地別の冬季加算（1か月平均）

$$\text{秋田県：（I区・1人）} \quad 12,780円 \times 7 \div 12 = \underline{7,455.00円} \quad (1円未満第3位以下切捨て)$$

③ 期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

$$2級地－1： 12,880円 \times 1 \div 12 = 1,073.33円$$

$$3級地－1： 11,610円 \times 1 \div 12 = 967.50円$$

$$3級地－2： 10,970円 \times 1 \div 12 = 914.16円$$

$$(1,073.33円 \times 307,672人 + 967.50円 \times 453,457人 + 914.16円 \times 198,373人) \div 959,502人 \\ = \underline{990.40円} \quad (1円未満第3位以下切捨て)$$

生活扶助基準（1類費及び2類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）

$$= \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$= 70,349.76円 + 7,455.00円 + 990.40円 = \underline{78,795.16円} \quad (1円未満第3位以下切捨て)$$

(2) 住宅扶助実績値 (5 年度)

被保護世帯数 → 秋田市： 3,628 世帯
秋田県（秋田市を除く）： 5,120 世帯
計 8,748 世帯

住宅扶助実績値 → 秋田市： 22,516.1 円
秋田県（秋田市を除く）： 14,127.3 円

※令和 5 年被保護者調査年次調査（個別調査）第 3-10 表により示される秋田市、秋田県の単身被保護世帯数及び同世帯 1 世帯当たり住宅扶助の値。

$$(22,516.1 \text{ 円} \times 3,628 \text{ 世帯} + 14,127.3 \text{ 円} \times 5,120 \text{ 世帯}) \div 8,748 \text{ 世帯} \\ = \underline{\underline{17,606.33 \text{ 円}}} \text{ (1 円未満第 3 位以下切捨て)}$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績

以上 (1)、(2) より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 78,795.16 + 17,606.33 = \underline{\underline{96,401 \text{ 円}}} \text{ (1 円未満四捨五入)}$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給 897 円（令和 5 年秋田県最低賃金額）で月 173.8 時間（週 40 時間）働いた場合の 1 か月の収入（手取額）は、

$$897 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.807 = \underline{\underline{125,810 \text{ 円}}} \text{ (1 円未満四捨五入)}$$

※0.807 は、岩手県の令和 5 年度最低賃金額 893 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、令和 5 年度データに基づく生活保護と最低賃金の差額は

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金（手取額）} = 96,401 - 125,810 = \blacktriangle 29,409 \text{ 円}$$

であり、この差額を 173.8 時間で割って 1 時間あたりとして、0.807 で割って手取額から額面に換算すると

$$\blacktriangle 29,409 \div 173.8 \div 0.807 = \underline{\underline{\blacktriangle 210 \text{ 円}}} \text{ (1 円未満四捨五入)}$$

となり、210 円最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和 6 年度の地域別最低賃金引上げ額 54 円を足すと、

$$210 + 54 = 264 \text{ 円}$$

となり、令和 6 年地域別最低賃金引上げ後は、264 円最低賃金が生活保護を上回っている。

令和 7 年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,486 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

4. 集計労働者 31,297 人

（うち、令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 25,932 人（82.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 7 年 6 月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 5 年度分、令和 6 年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和 7 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				(%)			
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所							
		7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降も賃金改定を実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所		7月以降も賃金改定を実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降も賃金改定を実施した事業所		7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降も賃金改定を実施した事業所									
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所							
		7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降も賃金改定を実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所		7月以降も賃金改定を実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降も賃金改定を実施した事業所		7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降も賃金改定を実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所		7月以降も賃金改定を実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所					
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関 連サービス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス業 (他に 分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関 連サービス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス業 (他に 分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関 連サービス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス業 (他に 分類されないもの)
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	-12.2	-12.4	-8.5	-14.3		-25.0	-3.1	-10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	-8.4	-4.3	-13.9	-16.4	-3.9	-0.0	-0.3	-6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	-9.5		-53.3	-10.0		-14.2	-3.4	-13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R 6 年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5	2.5	5.0	0.70	2.0	3.0	4.8	0.47	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	2.7	5.0	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0	1.6	3.0	0.63	1.0	3.5	8.0	1.00	1.0	2.4	4.3	0.69	1.2	3.0	5.0	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
R6年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。
2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	R 6年 6月	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	R 6年 6月	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	R 6年 6月	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	R 6年 6月	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	R 6年 6月	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	R 6年 6月	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	R 6年 6月	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	R 6年 6月	
	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年 6月		R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年 6月		R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年 6月		R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年 6月		R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年 6月
男	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1	
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9	
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7	

(円、%)

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	
ランク 一般 パート 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5

(円、%)

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	R 6年 6月	R 7年 6月	R 6年	R 7年 6月	
ランク 計	A	1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
	B	1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
	C	1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
	計	1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
	A	1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
男	B	1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
	C	1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
	計	1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
	A	1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
	B	1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
女	C	1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
	計	1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
	A	1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
	B	1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
	C	1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
一 般	計	1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
	A	1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
	B	1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
	C	1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
	計	1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

（資料注） 第4表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9%）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	86.0	3.1	0.7	10.2
B	100.0	79.5	10.3	1.3	8.8
C	100.0	79.2	10.7	1.0	9.1
計	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4
R6年	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業					(%)			
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2		事由3	事由4	事由5
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R6年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

(%)

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R6年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和6年	令和7年
39.2	39.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和6年	令和7年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3 年間所定労働日数（事業所平均）

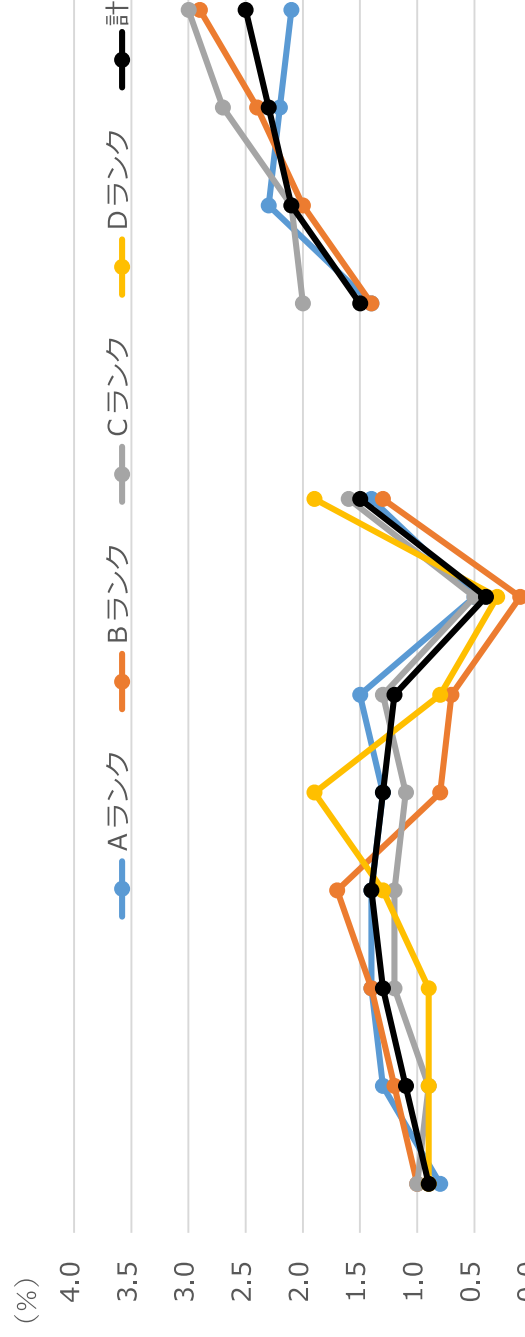
(日)

令和5年度	令和6年度
246.6	246.1

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

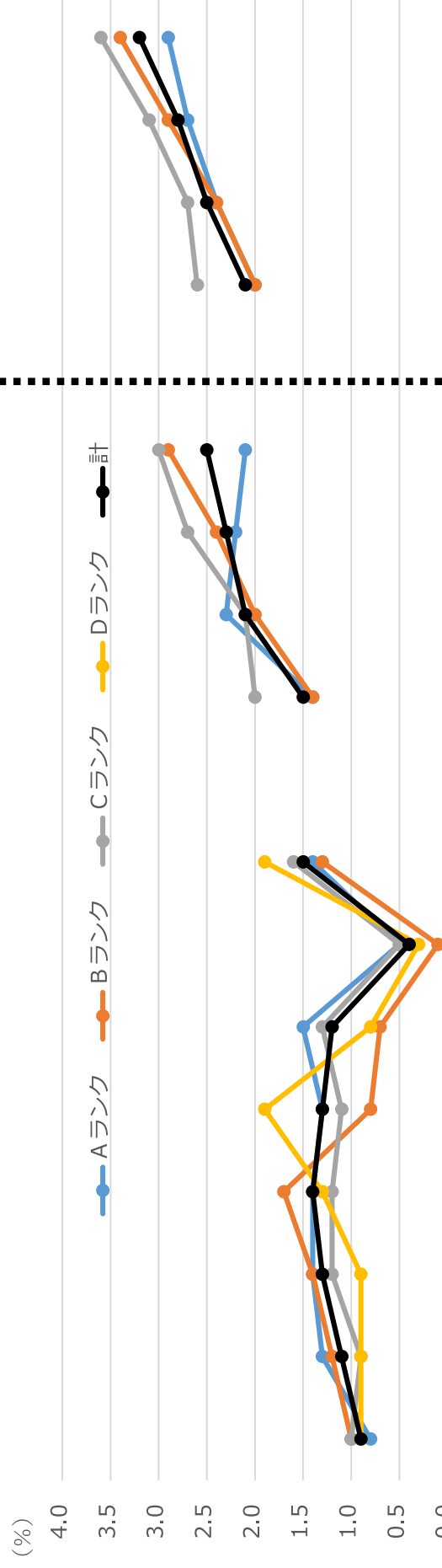
第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）



	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022組替集計	2023	2024	2025
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4	1.4	2.3	2.2	2.1
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3	1.4	2.0	2.4	2.9
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6	2.0	2.1	2.7	3.0
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9				
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	1.5	2.1	2.3	2.5

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」

（注）1. 各ランクは、各年における適用ランクである。

2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

令和7年度 賃金実態調査結果報告（抜粋）

（ 秋 田 県 最 低 賃 金 ）

秋 田 労 働 局

目 次

I	秋田県最低賃金実態調査の概要	1
II	調査対象産業集計単位	2
III	秋田県賃金実態調査表（賃金分布の概要）	3
IV	最低賃金改定に伴う未満率及び影響率の推移	4
V	最低賃金基礎調査結果表 令和 7 年 度 総括表（1）	5
	最低賃金基礎調査結果表 令和 6 年 度 総括表（1）	9
	最低賃金基礎調査結果表 令和 7 年 度 総括表（2）	13
VI	全労働者に占めるパート労働者の比率・労働者の男女比	19
VII	統計用語の解説	21

I 賃 金 実 態 調 査 の 概 要

1 調査の目的

本調査は、秋田地方最低賃金審議会における秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施したものである。

2 調査対象産業

- ① 製造業 ②卸売・小売業 ③学術、専門・技術サービス業 ④宿泊業、飲食サービス業 ⑤生活関連サービス業、娯楽業
⑥ 医療、福祉 ⑦サービス業（他に分類されないもの）⑧情報通信業

3 調査対象事業所規模

- ① 製造業・情報通信業 ～ 常用労働者数1人以上99人以下
② 製造業・情報通信業以外（上記2の②～⑦の産業） ～ 常用労働者数1人以上29人以下

4 調査対象月

令和7年6月

5 調査実施期間

令和7年6月1日～7月25日

6 集計方法

秋田労働局において集計し、集計に当たっては令和3年経済センサスー活動調査を基にした母集団を労働者数に還元したものである。

7 集計事業所数及び労働者数

区 分	事 業 所 数	労 働 者 数
地域別最低賃金適用製造業	86事業所	1,220人
地域別最低賃金適用卸売・小売業	211事業所	1,424人
地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業	53事業所	410人
地域別最低賃金適用医療、福祉業	111事業所	1,057人
地域別最低賃金適用サービス業	121事業所	628人
地域別最低賃金情報通信業	5事業所	56人
計	587事業所	4,795人

Ⅱ 調査対象産業集計単位

地域別最低賃金適用産業計

- 1 地域別最低賃金適用製造業
E09～E27 (E231～E232を除く)、E2832、E291～E294、E297、E301、E3023
E31 (E311を除く)、E32
- 2 地域別最低賃金適用卸売・小売業
I50～I55、I56～I58、I590、I5912、I5914、I592、I593、I60、I61
- 3 地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業
M75～M77
- 4 地域別最低賃金適用医療、福祉
P83～P85
- 5 地域別最低賃金適用サービス業
L71～L74、N78～N80、R88～R95
- 6 情報通信業
G41

Ⅲ 秋 田 県 賃 金 実 態 調 査 表

(賃 金 分 布 の 概 要)

地 域 「 県内全地域・地域別最賃対象産業 」

秋田労働局 令和7年7月25日作成

賃 金 分 布 表 (年 齢 別 計)	平 成 26年度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
時間当り平均賃金額	1,072 +2.3%	1,042 -2.8%	1,050 +0.8%	1,078 +2.7%	1,095 +1.6%	1,138 +3.9%	1,145 +0.6%	1,171 +2.3%	1,195 +2.0%	1,212 +1.4%	1,275 +5.2%	1,327 +4.1%
月1人当り労働時間 数	149	152	149	147	148	149	144	145	141	146	139	141
第1・20分位数	665	680	695	720	739	762	790	795	822	853	897	951
第1・10分位数	690	696	700	720	750	775	796	800	830	856	900	955
第1・4分位数	750	750	750	781	800	833	843	850	867	900	935	1,000
中 位 数	910	900	910	933	951	1,000	1,000	1,015	1,034	1,066	1,079	1,150
四分位分散係数	0.257	0.242	0.247	0.224	0.224	0.217	0.224	0.231	0.226	0.212	0.215	0.205

※時間当り平均賃金額の前年度との増減率については、小数点第二位を四捨五入

IV 最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移

秋 田 県 最 低 賃 金											
年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
最低賃金	695 円	716 円	738 円	762 円	790 円	792 円	822 円	853 円	897 円	951 円	—
未 満 率	0. 6 %	0. 9 %	0. 7 %	0. 9 %	0. 3 %	1. 0 %	0. 8 %	1. 3 %	0. 9 %	1. 3 %	1. 0 %
影 響 率	9. 8 %	15. 7 %	13. 5 %	16. 6 %	13. 1 %	9. 1 %	18. 1 %	22. 2 %	21. 9 %	29. 3 %	—

(注)

- 1 未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定前の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 2 影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定後の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 3 未満率、影響率は、「賃金実態調査結果（秋田労働局）」により算出した推計値である。

Ⅴ 令和７年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）										
07年										
総括表（１）										
就業形態：（全て）										
産別適用除外のみ										
時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	136,311	54,874	69,350	12,087	177	1,281	82,892	16,480	13,907	21,574
円	1,162	823	321	18			537	32	161	433
-	940	(0.9)	(1.5)	(0.5)	(0.2)		(0.6)	(0.2)	(1.2)	(2.0)
	1,162	823	321	18			537	32	161	433
941 -	941	(0.9)	(1.5)	(0.5)	(0.2)		(0.6)	(0.2)	(1.2)	(2.0)
	1,162	823	321	18			537	32	161	433
942 -	942	(0.9)	(1.5)	(0.5)	(0.2)		(0.6)	(0.2)	(1.2)	(2.0)
	1,199	823	357	18			573	32	161	433
943 -	943	(0.9)	(1.5)	(0.5)	(0.2)		(0.7)	(0.2)	(1.2)	(2.0)
	1,199	823	357	18			573	32	161	433
944 -	944	(0.9)	(1.5)	(0.5)	(0.2)		(0.7)	(0.2)	(1.2)	(2.0)
	1,199	823	357	18			573	32	161	433
945 -	945	(0.9)	(1.5)	(0.5)	(0.2)		(0.7)	(0.2)	(1.2)	(2.0)
	1,199	823	357	18			573	32	161	433
946 -	946	(0.9)	(1.5)	(0.5)	(0.2)		(0.7)	(0.2)	(1.2)	(2.0)
	1,227	852	357	18			602	32	161	433
947 -	947	(0.9)	(1.6)	(0.5)	(0.2)		(0.7)	(0.2)	(1.2)	(2.0)
	1,244	868	358	18			603	32	177	433
948 -	948	(0.9)	(1.6)	(0.5)	(0.2)		(0.7)	(0.2)	(1.3)	(2.0)
	1,304	900	386	18			630	32	209	433
949 -	949	(1.0)	(1.6)	(0.6)	(0.2)		(0.8)	(0.2)	(1.5)	(2.0)
	1,381	977	386	18			630	106	209	436
950 -	950	(1.0)	(1.8)	(0.6)	(0.2)		(0.8)	(0.6)	(1.5)	(2.0)
	11,135	5,132	4,978	1,025	57	75	4,549	1,131	1,277	4,046
951 -	951	(8.2)	(7.2)	(8.5)	(32.1)	(5.8)	(5.5)	(6.9)	(9.2)	(18.8)
	11,470	5,287	5,052	1,130	57	75	4,755	1,161	1,277	4,146
952 -	952	(8.4)	(9.6)	(7.3)	(32.1)	(5.8)	(5.7)	(7.0)	(9.2)	(19.2)
	11,613	5,313	5,170	1,130	57	75	4,834	1,165	1,334	4,149
953 -	953	(8.5)	(9.7)	(7.5)	(32.1)	(5.8)	(5.8)	(7.1)	(9.6)	(19.2)
	11,923	5,416	5,376	1,130	57	75	5,124	1,170	1,338	4,160
954 -	954	(8.7)	(9.9)	(7.8)	(32.1)	(5.8)	(6.2)	(7.1)	(9.6)	(19.3)
	14,218	6,259	6,377	1,582	112	78	6,129	1,495	1,523	4,882
955 -	955	(10.4)	(11.4)	(9.2)	(63.2)	(6.1)	(7.4)	(9.1)	(10.9)	(22.6)
	14,740	6,380	6,577	1,783	112	78	6,362	1,535	1,706	4,948
956 -	956	(10.8)	(11.6)	(9.5)	(63.2)	(6.1)	(7.7)	(9.3)	(12.3)	(22.9)
	14,740	6,380	6,577	1,783	112	78	6,362	1,535	1,706	4,948
957 -	957	(10.8)	(11.6)	(9.5)	(63.2)	(6.1)	(7.7)	(9.3)	(12.3)	(22.9)
	14,953	6,428	6,687	1,838	112	78	6,494	1,587	1,731	4,951
958 -	958	(11.0)	(11.7)	(9.6)	(63.2)	(6.1)	(7.8)	(9.6)	(12.4)	(23.0)
	14,986	6,428	6,721	1,838	112	78	6,527	1,587	1,731	4,951
959 -	959	(11.0)	(11.7)	(9.7)	(63.2)	(6.1)	(7.9)	(9.6)	(12.4)	(23.0)
	20,573	9,067	9,109	2,397	112	141	8,762	2,647	2,276	6,635
960 -	960	(15.1)	(16.5)	(13.1)	(63.2)	(11.0)	(10.6)	(16.1)	(16.4)	(30.8)
	20,790	9,120	9,245	2,426	112	141	8,871	2,701	2,301	6,663
961 -	961	(15.3)	(16.6)	(13.3)	(63.2)	(11.0)	(10.7)	(16.4)	(16.5)	(30.9)
	20,810	9,123	9,247	2,440	112	141	8,891	2,701	2,301	6,663
962 -	962	(15.3)	(16.6)	(13.3)	(63.2)	(11.0)	(10.7)	(16.4)	(16.5)	(30.9)
	21,026	9,285	9,302	2,440	112	141	9,005	2,701	2,355	6,712
963 -	963	(15.4)	(16.9)	(13.4)	(63.2)	(11.0)	(10.9)	(16.4)	(16.9)	(31.1)
	21,724	9,516	9,768	2,440	112	141	9,089	2,701	2,430	7,251
964 -	964	(15.9)	(17.3)	(14.1)	(63.2)	(11.0)	(11.0)	(16.4)	(17.5)	(33.6)
	22,292	9,578	10,137	2,577	112	155	9,521	2,701	2,519	7,284
965 -	965	(16.4)	(17.5)	(14.6)	(63.2)	(12.1)	(11.5)	(16.4)	(18.1)	(33.8)
	22,346	9,605	10,165	2,577	112	155	9,575	2,701	2,519	7,284
966 -	966	(16.4)	(17.5)	(14.7)	(63.2)	(12.1)	(11.6)	(16.4)	(18.1)	(33.8)
	22,526	9,670	10,280	2,577	112	155	9,620	2,717	2,588	7,335
967 -	967	(16.5)	(17.6)	(14.8)	(63.2)	(12.1)	(11.6)	(16.5)	(18.6)	(34.0)
	22,613	9,698	10,309	2,606	112	155	9,707	2,717	2,588	7,335
968 -	968	(16.6)	(17.7)	(14.9)	(63.2)	(12.1)	(11.7)	(16.5)	(18.6)	(34.0)
	22,773	9,756	10,382	2,636	112	155	9,800	2,753	2,588	7,366
969 -	969	(16.7)	(17.8)	(15.0)	(63.2)	(12.1)	(11.8)	(16.7)	(18.6)	(34.1)
	23,789	10,119	11,012	2,658	112	155	10,454	2,812	2,697	7,558
970	970	(17.5)	(18.4)	(15.9)	(63.2)	(12.1)	(12.6)	(17.1)	(19.4)	(35.0)
	24,029	10,178	11,193	2,658	112	155	10,610	2,812	2,697	7,642
971	971	(17.6)	(18.5)	(16.1)	(63.2)	(12.1)	(12.8)	(17.1)	(19.4)	(35.4)
	24,279	10,241	11,364	2,674	112	155	10,734	2,812	2,766	7,700
972	972	(17.8)	(18.7)	(16.4)	(63.2)	(12.1)	(12.9)	(17.1)	(19.9)	(35.7)
	24,529	10,392	11,463	2,674	112	182	10,857	2,827	2,823	7,728
973	973	(18.0)	(18.9)	(16.5)	(63.2)	(14.2)	(13.1)	(17.2)	(20.3)	(35.8)
	24,758	10,410	11,645	2,703	112	182	11,034	2,843	2,823	7,763
974	974	(18.2)	(19.0)	(16.8)	(63.2)	(14.2)	(13.3)	(17.3)	(20.3)	(36.0)
	24,942	10,470	11,766	2,706	112	182	11,089	2,940	2,823	7,796
975	975	(18.3)	(19.1)	(17.0)	(63.2)	(14.2)	(13.4)	(17.8)	(20.3)	(36.1)
	25,147	10,543	11,833	2,771	112	182	11,174	2,940	2,898	7,841
976	976	(18.4)	(19.2)	(17.1)	(63.2)	(14.2)	(13.5)	(17.8)	(20.8)	(36.3)
	25,701	10,543	12,360	2,798	112	182	11,437	3,074	3,002	7,893
977	977	(18.9)	(19.2)	(17.8)	(63.2)	(14.2)	(13.8)	(18.7)	(21.6)	(36.6)
	25,927	10,646	12,453	2,828	112	182	11,575	3,097	3,034	7,927
978	978	(19.0)	(19.4)	(18.0)	(63.2)	(14.2)	(14.0)	(18.8)	(21.8)	(36.7)
	26,051	10,689	12,535	2,828	112	182	11,630	3,124	3,034	7,970
979	979	(19.1)	(19.5)	(18.1)	(63.2)	(14.2)	(14.0)	(19.0)	(21.8)	(36.9)
	28,494	11,176	14,386	2,932	112	347	13,345	3,267	3,179	8,244
980	980	(20.9)	(20.4)	(20.7)	(63.2)	(27.1)	(16.1)	(19.8)	(22.9)	(38.2)
	28,698	11,192	14,560	2,945	112	347	13,455	3,319	3,193	8,272
981	981	(21.1)	(20.4)	(21.0)	(63.2)	(27.1)	(16.2)	(20.1)	(23.0)	(38.3)
	28,990	11,303	14,678	3,010	112	361	13,625	3,383	3,238	8,272
982	982	(21.3)	(20.6)	(21.2)	(63.2)	(28.2)	(16.4)	(20.5)	(23.3)	(38.3)

Ⅴ 令和７年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）										最低賃金： 951円	
07年		総括表（１）				就業形態：（全て）				産別適用除外のみ	
時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）		合計	規模別			年齢別					
			１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
983	983	29,199 (21.4)	11,394 (20.8)	14,795 (21.3)	3,010 (24.9)	112 (63.2)	361 (28.2)	13,834 (16.7)	3,383 (20.5)	3,238 (23.3)	8,272 (38.3)
		29,416 (21.6)	11,493 (20.9)	14,845 (21.4)	3,078 (25.5)	112 (63.2)	361 (28.2)	14,005 (16.9)	3,383 (20.5)	3,256 (23.4)	8,299 (38.5)
984	984	29,875 (21.9)	11,595 (21.1)	15,183 (21.9)	3,097 (25.6)	112 (63.2)	419 (32.7)	14,224 (17.2)	3,488 (21.2)	3,282 (23.6)	8,350 (38.7)
		30,159 (22.1)	11,647 (21.2)	15,323 (22.1)	3,189 (26.4)	112 (63.2)	419 (32.7)	14,400 (17.4)	3,505 (21.3)	3,296 (23.7)	8,427 (39.1)
985	985	30,260 (22.2)	11,683 (21.3)	15,359 (22.1)	3,218 (26.6)	112 (63.2)	419 (32.7)	14,502 (17.5)	3,505 (21.3)	3,296 (23.7)	8,427 (39.1)
		30,432 (22.3)	11,683 (21.3)	15,516 (22.4)	3,234 (26.8)	112 (63.2)	434 (33.9)	14,622 (17.6)	3,541 (21.5)	3,296 (23.7)	8,427 (39.1)
986	986	30,514 (22.4)	11,712 (21.3)	15,516 (22.4)	3,286 (27.2)	112 (63.2)	434 (33.9)	14,651 (17.7)	3,594 (21.8)	3,296 (23.7)	8,427 (39.1)
		31,636 (23.2)	12,064 (22.0)	16,226 (23.4)	3,346 (27.7)	112 (63.2)	434 (33.9)	15,046 (18.2)	3,745 (22.7)	3,523 (25.3)	8,777 (40.7)
987	987	31,720 (23.3)	12,064 (22.0)	16,310 (23.5)	3,346 (27.7)	112 (63.2)	434 (33.9)	15,129 (18.3)	3,745 (22.7)	3,523 (25.3)	8,777 (40.7)
		31,866 (23.4)	12,064 (22.0)	16,397 (23.6)	3,405 (28.2)	112 (63.2)	434 (33.9)	15,242 (18.4)	3,779 (22.9)	3,523 (25.3)	8,777 (40.7)
988	988	31,966 (23.5)	12,064 (22.0)	16,497 (23.8)	3,405 (28.2)	112 (63.2)	434 (33.9)	15,320 (18.5)	3,779 (22.9)	3,523 (25.3)	8,799 (40.8)
		32,186 (23.6)	12,156 (22.2)	16,625 (24.0)	3,405 (28.2)	112 (63.2)	434 (33.9)	15,379 (18.6)	3,779 (22.9)	3,604 (25.9)	8,877 (41.1)
989	989	32,659 (24.0)	12,214 (22.3)	16,990 (24.5)	3,456 (28.6)	112 (63.2)	434 (33.9)	15,760 (19.0)	3,837 (23.3)	3,640 (26.2)	8,877 (41.1)
		32,709 (24.0)	12,230 (22.3)	17,024 (24.5)	3,456 (28.6)	112 (63.2)	434 (33.9)	15,794 (19.1)	3,853 (23.4)	3,640 (26.2)	8,877 (41.1)
990	990	32,903 (24.1)	12,310 (22.4)	17,111 (24.7)	3,482 (28.8)	112 (63.2)	463 (36.2)	15,944 (19.2)	3,866 (23.5)	3,640 (26.2)	8,878 (41.2)
		32,959 (24.2)	12,340 (22.5)	17,133 (24.7)	3,485 (28.8)	112 (63.2)	463 (36.2)	15,960 (19.3)	3,888 (23.6)	3,654 (26.3)	8,882 (41.2)
991	991	33,045 (24.2)	12,399 (22.6)	17,160 (24.7)	3,485 (28.8)	112 (63.2)	489 (38.1)	15,960 (19.3)	3,888 (23.6)	3,713 (26.7)	8,883 (41.2)
		39,261 (28.8)	15,715 (28.6)	20,013 (28.9)	3,533 (29.2)	112 (63.2)	629 (49.1)	18,970 (22.9)	4,861 (29.5)	4,211 (30.3)	10,478 (48.6)
992	992	39,498 (29.0)	15,745 (28.7)	20,207 (29.1)	3,546 (29.3)	112 (63.2)	629 (49.1)	19,150 (23.1)	4,861 (29.5)	4,268 (30.7)	10,478 (48.6)
		39,632 (29.1)	15,821 (28.8)	20,265 (29.2)	3,546 (29.3)	112 (63.2)	629 (49.1)	19,195 (23.2)	4,861 (29.5)	4,268 (30.7)	10,567 (49.0)
993	993	39,946 (29.3)	15,939 (29.0)	20,460 (29.5)	3,546 (29.3)	112 (63.2)	629 (49.1)	19,335 (23.3)	4,990 (30.3)	4,311 (31.0)	10,569 (49.0)
		40,008 (29.4)	15,939 (29.0)	20,522 (29.6)	3,546 (29.3)	112 (63.2)	629 (49.1)	19,335 (23.3)	4,990 (30.3)	4,311 (31.0)	10,631 (49.3)
994	994	40,263 (29.5)	16,122 (29.4)	20,595 (29.7)	3,546 (29.3)	148 (83.4)	629 (49.1)	19,430 (23.4)	4,990 (30.3)	4,406 (31.7)	10,661 (49.4)
		40,623 (29.8)	16,151 (29.4)	20,857 (30.1)	3,614 (29.9)	148 (83.4)	686 (53.5)	19,719 (23.8)	4,990 (30.3)	4,406 (31.7)	10,674 (49.5)
995	995	40,737 (29.9)	16,208 (29.5)	20,871 (30.1)	3,657 (30.3)	148 (83.4)	686 (53.5)	19,833 (23.9)	4,990 (30.3)	4,406 (31.7)	10,674 (49.5)
		40,912 (30.0)	16,362 (29.8)	20,893 (30.1)	3,657 (30.3)	148 (83.4)	686 (53.5)	19,854 (24.0)	4,990 (30.3)	4,406 (31.7)	10,828 (50.2)
996	996	40,996 (30.1)	16,446 (30.0)	20,893 (30.1)	3,657 (30.3)	148 (83.4)	686 (53.5)	19,938 (24.1)	4,990 (30.3)	4,406 (31.7)	10,828 (50.2)
		41,463 (30.4)	16,505 (30.1)	21,262 (30.7)	3,696 (30.6)	148 (83.4)	686 (53.5)	20,269 (24.5)	5,048 (30.6)	4,423 (31.8)	10,889 (50.5)
997	997	41,652 (30.6)	16,612 (30.3)	21,331 (30.8)	3,709 (30.7)	148 (83.4)	686 (53.5)	20,379 (24.6)	5,074 (30.8)	4,456 (32.0)	10,909 (50.6)
		41,926 (30.8)	16,640 (30.3)	21,562 (31.1)	3,723 (30.8)	148 (83.4)	686 (53.5)	20,532 (24.8)	5,153 (31.3)	4,456 (32.0)	10,950 (50.8)
998	998	42,528 (31.2)	16,787 (30.6)	21,989 (31.7)	3,752 (31.0)	148 (83.4)	743 (58.0)	20,829 (25.1)	5,153 (31.3)	4,517 (32.5)	11,138 (51.6)
		42,612 (31.3)	16,820 (30.7)	22,040 (31.8)	3,752 (31.0)	148 (83.4)	743 (58.0)	20,887 (25.2)	5,153 (31.3)	4,543 (32.7)	11,138 (51.6)
999	999	42,802 (31.4)	16,895 (30.8)	22,136 (31.9)	3,771 (31.2)	148 (83.4)	743 (58.0)	21,042 (25.4)	5,153 (31.3)	4,572 (32.9)	11,144 (51.7)
		42,905 (31.5)	16,922 (30.8)	22,199 (32.0)	3,784 (31.3)	148 (83.4)	743 (58.0)	21,105 (25.5)	5,153 (31.3)	4,612 (33.2)	11,144 (51.7)
1000	1000	43,086 (31.6)	16,922 (30.8)	22,367 (32.3)	3,798 (31.4)	148 (83.4)	764 (59.6)	21,183 (25.6)	5,207 (31.6)	4,612 (33.2)	11,173 (51.8)
		43,179 (31.7)	16,999 (31.0)	22,382 (32.3)	3,798 (31.4)	148 (83.4)	764 (59.6)	21,232 (25.6)	5,250 (31.9)	4,612 (33.2)	11,174 (51.8)
1001	1001	43,278 (31.7)	17,025 (31.0)	22,441 (32.4)	3,812 (31.5)	148 (83.4)	764 (59.6)	21,330 (25.7)	5,250 (31.9)	4,612 (33.2)	11,174 (51.8)
		43,624 (32.0)	17,198 (31.3)	22,592 (32.6)	3,834 (31.7)	148 (83.4)	821 (64.0)	21,415 (25.8)	5,250 (31.9)	4,635 (33.3)	11,356 (52.6)
1002	1002	43,754 (32.1)	17,252 (31.4)	22,668 (32.7)	3,834 (31.7)	148 (83.4)	821 (64.0)	21,479 (25.9)	5,250 (31.9)	4,668 (33.6)	11,390 (52.8)
		44,000 (32.3)	17,364 (31.6)	22,789 (32.9)	3,847 (31.8)	148 (83.4)	834 (65.1)	21,602 (26.1)	5,302 (32.2)	4,688 (33.7)	11,426 (53.0)
1003	1003	44,285 (32.5)	17,480 (31.9)	22,958 (33.1)	3,847 (31.8)	148 (83.4)	834 (65.1)	21,704 (26.2)	5,356 (32.5)	4,688 (33.7)	11,556 (53.6)
		44,399 (32.6)	17,480 (31.9)	23,058 (33.2)	3,861 (31.9)	148 (83.4)	834 (65.1)	21,789 (26.3)	5,356 (32.5)	4,688 (33.7)	11,584 (53.7)
1004	1004	44,646 (32.8)	17,589 (32.1)	23,196 (33.4)	3,861 (31.9)	148 (83.4)	834 (65.1)	21,938 (26.5)	5,398 (32.8)	4,731 (34.0)	11,598 (53.8)
		44,929 (33.0)	17,712 (32.3)	23,326 (33.6)	3,891 (32.2)	148 (83.4)	834 (65.1)	22,021 (26.6)	5,447 (33.1)	4,835 (34.8)	11,644 (54.0)
1005	1005										

V 令和7年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）										最低賃金： 951円	
07年		総括表（１）			就業形態：（全て）			産別適用除外のみ			
時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）		合計	規模別			年齢別					
			１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
		45,409 (33.3)	18,003 (32.8)	23,501 (33.9)	3,904 (32.3)	148 (83.4)	834 (65.1)	22,406 (27.0)	5,485 (33.3)	4,835 (34.8)	11,701 (54.2)
1027	1027	45,587 (33.4)	18,003 (32.8)	23,679 (34.1)	3,904 (32.3)	148 (83.4)	834 (65.1)	22,524 (27.2)	5,485 (33.3)	4,836 (34.8)	11,760 (54.5)
1028	1028	45,713 (33.5)	18,003 (32.8)	23,805 (34.3)	3,904 (32.3)	148 (83.4)	834 (65.1)	22,628 (27.3)	5,485 (33.3)	4,836 (34.8)	11,782 (54.6)
1029	1029	46,412 (34.0)	18,221 (33.2)	24,288 (35.0)	3,904 (32.3)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,034 (27.8)	5,527 (33.5)	4,996 (35.9)	11,873 (55.0)
1030	1030	46,464 (34.1)	18,259 (33.3)	24,288 (35.0)	3,917 (32.4)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,086 (27.9)	5,527 (33.5)	4,996 (35.9)	11,873 (55.0)
1031	1031	46,733 (34.3)	18,396 (33.5)	24,362 (35.1)	3,975 (32.9)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,314 (28.1)	5,567 (33.8)	4,996 (35.9)	11,873 (55.0)
1032	1032	46,814 (34.3)	18,442 (33.6)	24,397 (35.2)	3,975 (32.9)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,349 (28.2)	5,567 (33.8)	5,043 (36.3)	11,873 (55.0)
1033	1033	46,859 (34.4)	18,471 (33.7)	24,413 (35.2)	3,975 (32.9)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,349 (28.2)	5,612 (34.1)	5,043 (36.3)	11,873 (55.0)
1034	1034	47,067 (34.5)	18,471 (33.7)	24,593 (35.5)	4,003 (33.1)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,499 (28.3)	5,612 (34.1)	5,043 (36.3)	11,932 (55.3)
1035	1035	47,244 (34.7)	18,527 (33.8)	24,714 (35.6)	4,003 (33.1)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,555 (28.4)	5,663 (34.4)	5,079 (36.5)	11,964 (55.5)
1036	1036	47,391 (34.8)	18,571 (33.8)	24,818 (35.8)	4,003 (33.1)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,613 (28.5)	5,663 (34.4)	5,123 (36.8)	12,010 (55.7)
1037	1037	47,755 (35.0)	18,620 (33.9)	25,132 (36.2)	4,003 (33.1)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,867 (28.8)	5,679 (34.5)	5,196 (37.4)	12,031 (55.8)
1038	1038	47,773 (35.0)	18,636 (34.0)	25,134 (36.2)	4,003 (33.1)	148 (83.4)	834 (65.1)	23,867 (28.8)	5,679 (34.5)	5,212 (37.5)	12,032 (55.8)
1039	1039	48,018 (35.2)	18,700 (34.1)	25,286 (36.5)	4,032 (33.4)	148 (83.4)	834 (65.1)	24,035 (29.0)	5,679 (34.5)	5,230 (37.6)	12,092 (56.0)
1040	1040	48,403 (35.5)	19,023 (34.7)	25,317 (36.5)	4,064 (33.6)	148 (83.4)	834 (65.1)	24,332 (29.4)	5,679 (34.5)	5,272 (37.9)	12,138 (56.3)
1041	1041	48,512 (35.6)	19,071 (34.8)	25,377 (36.6)	4,064 (33.6)	148 (83.4)	867 (67.7)	24,332 (29.4)	5,727 (34.8)	5,300 (38.1)	12,138 (56.3)
1042	1042	48,588 (35.6)	19,133 (34.9)	25,377 (36.6)	4,077 (33.7)	148 (83.4)	867 (67.7)	24,379 (29.4)	5,727 (34.8)	5,300 (38.1)	12,167 (56.4)
1043	1043	48,588 (35.6)	19,133 (34.9)	25,377 (36.6)	4,077 (33.7)	148 (83.4)	867 (67.7)	24,379 (29.4)	5,727 (34.8)	5,300 (38.1)	12,167 (56.4)
1044	1044	48,702 (35.7)	19,234 (35.1)	25,391 (36.6)	4,077 (33.7)	148 (83.4)	881 (68.7)	24,479 (29.5)	5,727 (34.8)	5,300 (38.1)	12,167 (56.4)
1045	1045	48,818 (35.8)	19,314 (35.2)	25,427 (36.7)	4,077 (33.7)	148 (83.4)	881 (68.7)	24,573 (29.6)	5,727 (34.8)	5,322 (38.3)	12,167 (56.4)
1046	1046	48,960 (35.9)	19,371 (35.3)	25,513 (36.8)	4,077 (33.7)	148 (83.4)	881 (68.7)	24,623 (29.7)	5,727 (34.8)	5,350 (38.5)	12,232 (56.7)
1047	1047	49,076 (36.0)	19,399 (35.4)	25,571 (36.9)	4,106 (34.0)	148 (83.4)	881 (68.7)	24,722 (29.8)	5,727 (34.8)	5,350 (38.5)	12,248 (56.8)
1048	1048	49,214 (36.1)	19,537 (35.6)	25,571 (36.9)	4,106 (34.0)	148 (83.4)	881 (68.7)	24,736 (29.8)	5,727 (34.8)	5,371 (38.6)	12,351 (57.3)
1049	1049	50,033 (36.7)	19,938 (36.3)	25,937 (37.4)	4,158 (34.4)	148 (83.4)	881 (68.7)	25,214 (30.4)	5,783 (35.1)	5,471 (39.3)	12,536 (58.1)
1050	1050	50,320 (36.9)	20,110 (36.6)	26,053 (37.6)	4,158 (34.4)	177 (100.0)	881 (68.7)	25,373 (30.6)	5,794 (35.2)	5,546 (39.9)	12,550 (58.2)
1051	1051	51,583 (37.8)	20,489 (37.3)	26,910 (38.8)	4,184 (34.6)		881 (68.7)	26,032 (31.4)	5,851 (35.5)	5,725 (41.2)	12,917 (59.9)
1052	1059	54,042 (39.6)	21,647 (39.4)	28,132 (40.6)	4,263 (35.3)		903 (70.4)	27,552 (33.2)	6,134 (37.2)	5,886 (42.3)	13,391 (62.1)
1060	1069	55,995 (41.1)	22,438 (40.9)	29,113 (42.0)	4,444 (36.8)		1,068 (83.3)	28,525 (34.4)	6,464 (39.2)	6,131 (44.1)	13,631 (63.2)
1070	1079	57,863 (42.4)	22,946 (41.8)	30,037 (43.3)	4,880 (40.4)		1,068 (83.3)	29,789 (35.9)	6,620 (40.2)	6,285 (45.2)	13,924 (64.5)
1080	1089	60,114 (44.1)	23,734 (43.3)	31,385 (45.3)	4,994 (41.3)		1,123 (87.6)	31,120 (37.5)	6,689 (40.6)	6,389 (45.9)	14,616 (67.8)
1090	1099	62,541 (45.9)	24,853 (45.3)	32,516 (46.9)	5,172 (42.8)		1,158 (90.4)	32,486 (39.2)	6,902 (41.9)	6,610 (47.5)	15,207 (70.5)
1100	1109	63,663 (46.7)	25,409 (46.3)	32,991 (47.6)	5,263 (43.5)		1,158 (90.4)	33,066 (39.9)	7,042 (42.7)	6,901 (49.6)	15,318 (71.0)
1110	1119	65,009 (47.7)	25,926 (47.2)	33,784 (48.7)	5,299 (43.8)		1,158 (90.4)	34,129 (41.2)	7,102 (43.1)	7,075 (50.9)	15,367 (71.2)
1120	1129	66,717 (48.9)	26,805 (48.8)	34,478 (49.7)	5,434 (45.0)		1,158 (90.4)	35,089 (42.3)	7,257 (44.0)	7,592 (54.6)	15,443 (71.6)
1130	1139	67,822 (49.8)	27,253 (49.7)	35,006 (50.5)	5,562 (46.0)		1,158 (90.4)	35,869 (43.3)	7,450 (45.2)	7,638 (54.9)	15,529 (72.0)
1140	1149	69,937 (51.3)	27,872 (50.8)	36,161 (52.1)	5,904 (48.8)		1,192 (93.0)	37,321 (45.0)	7,669 (46.5)	7,772 (55.9)	15,805 (73.3)
1150	1159	70,934 (52.0)	28,400 (51.8)	36,530 (52.7)	6,004 (49.7)		1,192 (93.0)	37,961 (45.8)	7,768 (47.1)	7,843 (56.4)	15,993 (74.1)
1160	1169	72,027 (52.8)	28,833 (52.5)	36,986 (53.3)	6,208 (51.4)		1,192 (93.0)	38,523 (46.5)	8,045 (48.8)	8,007 (57.6)	16,084 (74.6)
1170	1179	73,663 (54.0)	29,247 (53.3)	38,040 (54.9)	6,376 (52.7)		1,192 (93.0)	39,658 (47.8)	8,193 (49.7)	8,036 (57.8)	16,407 (76.1)
1180	1189	74,983 (55.0)	29,833 (54.4)	38,685 (55.5)	6,465 (53.5)		1,192 (93.0)	40,506 (48.9)	8,361 (50.7)	8,151 (58.6)	16,596 (76.9)
1190	1199	86,601 (63.5)	34,154 (62.2)	44,900 (64.7)	7,547 (62.4)		1,249 (97.5)	48,731 (58.8)	9,531 (57.8)	9,395 (67.6)	17,518 (81.2)
1200	1299	96,457 (70.8)	37,985 (69.2)	49,862 (71.9)	8,610 (71.2)		1,281 (100.0)	55,688 (67.2)	10,710 (65.0)	10,116 (72.7)	18,485 (85.7)
1300	1399	103,729 (76.1)	40,647 (74.1)	53,579 (77.3)	9,503 (78.6)			60,866 (73.4)	11,553 (70.1)	10,780 (77.5)	19,070 (88.4)
1400	1499	110,932 (81.4)	43,291 (78.9)	57,229 (82.5)	10,412 (86.1)			65,983 (79.6)	12,225 (74.2)	11,569 (83.2)	19,696 (91.3)
1500	1599										

Ⅴ 令和 7 年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）										最低賃金： 951円	
07年		総括表（１）				就業形態：（全て）				産別適用除外のみ	
時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			年齢別						
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上	
	116,346	45,560	60,040	10,745			69,602	12,966	12,259	20,061	
1600	1699	(85.4)	(83.0)	(86.6)	(88.9)		(84.0)	(78.7)	(88.1)	(93.0)	
	120,043	47,120	61,899	11,024			72,301	13,472	12,551	20,260	
1700	1799	(88.1)	(85.9)	(89.3)	(91.2)		(87.2)	(81.7)	(90.2)	(93.9)	
	122,585	48,227	63,255	11,103			74,183	13,739	12,632	20,573	
1800	1899	(89.9)	(87.9)	(91.2)	(91.9)		(89.5)	(83.4)	(90.8)	(95.4)	
	124,992	49,294	64,382	11,315			75,916	14,072	12,849	20,697	
1900	1999	(91.7)	(89.8)	(92.8)	(93.6)		(91.6)	(85.4)	(92.4)	(95.9)	
	136,311	54,874	69,350	12,087			82,892	16,480	13,907	21,574	
2000		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月平均賃金額	191,750	195,557	186,065	207,087	30,044	95,649	204,579	213,298	191,065	133,476	
時間当平均賃金額	1,327	1,374	1,298	1,281	980	1,033	1,358	1,431	1,301	1,167	
月一人当たり労働時間数	141	140	139	160	31	93	149	144	145	112	
第１・２０分位数	951	951	951	951	951	951	951	951	951	951	
第１・１０分位数	955	955	960	955	951	960	960	960	955	951	
第１・４分位数	1,000	1,000	1,000	984	951	980	1,013	1,000	990	960	
中位数	1,150	1,153	1,143	1,174	955	1,006	1,202	1,190	1,127	1,008	
四分位偏差係数	0.2052	0.2225	0.1951	0.1968	0.0283	0.0447	0.2138	0.2601	0.2019	0.1111	
【上段】		累積労働者数			【下段】						
					累積構成比						

Ⅴ 令和６年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）										最低賃金： 897円	
06年		総括表（１）			産業：（全て）		就業形態：（全て）		産別適用除外のみ		
時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			年齢別						
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上	
計	133,904	57,380	65,625	10,899	340	962	77,088	15,631	16,235	23,647	
円	1,351	737	589	25			681	83	195	392	
- 886	(1.0)	(1.3)	(0.9)	(0.2)			(0.9)	(0.5)	(1.2)	(1.7)	
	1,376	762	589	25			706	83	195	392	
887 - 887	(1.0)	(1.3)	(0.9)	(0.2)			(0.9)	(0.5)	(1.2)	(1.7)	
	1,376	762	589	25			706	83	195	392	
888 - 888	(1.0)	(1.3)	(0.9)	(0.2)			(0.9)	(0.5)	(1.2)	(1.7)	
	1,393	762	606	25			723	83	195	392	
889 - 889	(1.0)	(1.3)	(0.9)	(0.2)			(0.9)	(0.5)	(1.2)	(1.7)	
	1,452	789	638	25			749	115	195	392	
890 - 890	(1.1)	(1.4)	(1.0)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(1.7)	
	1,452	789	638	25			749	115	195	392	
891 - 891	(1.1)	(1.4)	(1.0)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(1.7)	
	1,452	789	638	25			749	115	195	392	
892 - 892	(1.1)	(1.4)	(1.0)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(1.7)	
	1,452	789	638	25			749	115	195	392	
893 - 893	(1.1)	(1.4)	(1.0)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(1.7)	
	1,634	969	640	25			751	115	195	573	
894 - 894	(1.2)	(1.7)	(1.0)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(2.4)	
	1,649	969	655	25			751	115	195	588	
895 - 895	(1.2)	(1.7)	(1.0)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(2.5)	
	1,704	1,024	655	25			805	115	195	588	
896 - 896	(1.3)	(1.8)	(1.0)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(2.5)	
	8,976	4,054	3,835	1,087	80	176	3,642	837	1,061	3,180	
897 - 897	(6.7)	(7.1)	(5.8)	(10.0)	(23.5)	(18.2)	(4.7)	(5.4)	(6.5)	(13.4)	
	9,424	4,175	3,924	1,325	80	176	3,938	903	1,091	3,235	
898 - 898	(7.0)	(7.3)	(6.0)	(12.2)	(23.5)	(18.2)	(5.1)	(5.8)	(6.7)	(13.7)	
	9,836	4,413	4,098	1,325	80	190	4,174	950	1,130	3,312	
899 - 899	(7.3)	(7.7)	(6.2)	(12.2)	(23.5)	(19.7)	(5.4)	(6.1)	(7.0)	(14.0)	
	20,001	10,016	8,162	1,824	279	228	8,056	2,319	2,133	6,987	
900 - 900	(14.9)	(17.5)	(12.4)	(16.7)	(82.1)	(23.7)	(10.5)	(14.8)	(13.1)	(29.5)	
	20,003	10,016	8,163	1,824	279	228	8,056	2,319	2,134	6,987	
901 - 901	(14.9)	(17.5)	(12.4)	(16.7)	(82.1)	(23.7)	(10.5)	(14.8)	(13.1)	(29.5)	
	20,308	10,165	8,320	1,824	279	269	8,277	2,347	2,135	7,001	
902 - 902	(15.2)	(17.7)	(12.7)	(16.7)	(82.1)	(28.0)	(10.7)	(15.0)	(13.1)	(29.6)	
	20,440	10,191	8,344	1,905	279	269	8,355	2,347	2,189	7,001	
903 - 903	(15.3)	(17.8)	(12.7)	(17.5)	(82.1)	(28.0)	(10.8)	(15.0)	(13.5)	(29.6)	
	20,690	10,230	8,516	1,944	279	269	8,496	2,418	2,213	7,016	
904 - 904	(15.5)	(17.8)	(13.0)	(17.8)	(82.1)	(28.0)	(11.0)	(15.5)	(13.6)	(29.7)	
	21,374	10,370	8,963	2,041	279	269	8,800	2,479	2,232	7,314	
905 - 905	(16.0)	(18.1)	(13.7)	(18.7)	(82.1)	(28.0)	(11.4)	(15.9)	(13.7)	(30.9)	
	22,592	10,434	10,115	2,043	279	325	9,493	2,683	2,433	7,379	
906 - 906	(16.9)	(18.2)	(15.4)	(18.7)	(82.1)	(33.8)	(12.3)	(17.2)	(15.0)	(31.2)	
	22,951	10,460	10,442	2,049	279	325	9,779	2,683	2,471	7,413	
907 - 907	(17.1)	(18.2)	(15.9)	(18.8)	(82.1)	(33.8)	(12.7)	(17.2)	(15.2)	(31.4)	
	23,043	10,539	10,442	2,063	279	325	9,802	2,683	2,516	7,438	
908 - 908	(17.2)	(18.4)	(15.9)	(18.9)	(82.1)	(33.8)	(12.7)	(17.2)	(15.5)	(31.5)	
	23,344	10,624	10,549	2,171	279	325	9,967	2,683	2,613	7,477	
909 - 909	(17.4)	(18.5)	(16.1)	(19.9)	(82.1)	(33.8)	(12.9)	(17.2)	(16.1)	(31.6)	
	24,518	10,945	11,309	2,264	279	325	10,446	2,819	2,702	7,946	
910 - 910	(18.3)	(19.1)	(17.2)	(20.8)	(82.1)	(33.8)	(13.6)	(18.0)	(16.6)	(33.6)	
	24,722	11,000	11,325	2,397	279	325	10,583	2,846	2,715	7,973	
911 - 911	(18.5)	(19.2)	(17.3)	(22.0)	(82.1)	(33.8)	(13.7)	(18.2)	(16.7)	(33.7)	
	24,868	11,051	11,401	2,416	279	325	10,679	2,849	2,715	8,021	
912 - 912	(18.6)	(19.3)	(17.4)	(22.2)	(82.1)	(33.8)	(13.9)	(18.2)	(16.7)	(33.9)	
	25,226	11,106	11,474	2,646	279	325	10,926	2,942	2,733	8,021	
913 - 913	(18.8)	(19.4)	(17.5)	(24.3)	(82.1)	(33.8)	(14.2)	(18.8)	(16.8)	(33.9)	
	25,554	11,153	11,662	2,738	279	325	11,254	2,942	2,733	8,021	
914 - 914	(19.1)	(19.4)	(17.8)	(25.1)	(82.1)	(33.8)	(14.6)	(18.8)	(16.8)	(33.9)	
	26,037	11,501	11,766	2,769	279	325	11,379	2,957	2,920	8,176	
915 - 915	(19.4)	(20.0)	(17.9)	(25.4)	(82.1)	(33.8)	(14.8)	(18.9)	(18.0)	(34.6)	
	26,469	11,855	11,813	2,800	279	325	11,636	2,990	2,951	8,288	
916	916	(19.8)	(20.7)	(18.0)	(25.7)	(82.1)	(33.8)	(15.1)	(19.1)	(35.1)	
	26,784	11,886	11,873	3,024	279	325	11,728	2,990	3,041	8,420	
917	917	(20.0)	(20.7)	(18.1)	(27.7)	(82.1)	(33.8)	(15.2)	(19.1)	(35.6)	
	27,282	11,952	12,302	3,028	279	325	11,852	2,990	3,041	8,795	
918	918	(20.4)	(20.8)	(18.7)	(27.8)	(82.1)	(33.8)	(15.4)	(19.1)	(37.2)	
	27,430	11,952	12,437	3,041	279	325	11,894	3,068	3,070	8,795	
919	919	(20.5)	(20.8)	(19.0)	(27.9)	(82.1)	(33.8)	(15.4)	(19.6)	(37.2)	
	28,605	12,892	12,659	3,054	279	325	12,502	3,271	3,163	9,065	
920	920	(21.4)	(22.5)	(19.3)	(28.0)	(82.1)	(33.8)	(16.2)	(20.9)	(38.3)	
	28,788	12,983	12,724	3,081	279	325	12,577	3,297	3,177	9,132	
921	921	(21.5)	(22.6)	(19.4)	(28.3)	(82.1)	(33.8)	(16.3)	(21.1)	(38.6)	
	29,385	13,181	13,120	3,083	279	325	12,841	3,383	3,354	9,203	
922	922	(21.9)	(23.0)	(20.0)	(28.3)	(82.1)	(33.8)	(16.7)	(21.6)	(38.9)	
	29,599	13,282	13,221	3,095	279	325	13,010	3,385	3,392	9,208	
923	923	(22.1)	(23.1)	(20.1)	(28.4)	(82.1)	(33.8)	(16.9)	(21.7)	(38.9)	
	30,123	13,567	13,412	3,143	279	325	13,350	3,441	3,396	9,332	
924	924	(22.5)	(23.6)	(20.4)	(28.8)	(82.1)	(33.8)	(17.3)	(22.0)	(39.5)	
	30,693	13,705	13,781	3,207	279	330	13,727	3,443	3,434	9,481	
925	925	(22.9)	(23.9)	(21.0)	(29.4)	(82.1)	(34.2)	(17.8)	(22.0)	(40.1)	
	30,887	13,874	13,781	3,232	279	330	13,802	3,523	3,446	9,508	
926	926	(23.1)	(24.2)	(21.0)	(29.7)	(82.1)	(34.2)	(17.9)	(22.5)	(40.2)	
	31,017	13,913	13,852	3,252	279	330	13,841	3,551	3,467	9,549	
927	927	(23.2)	(24.2)	(21.1)	(29.8)	(82.1)	(34.2)	(18.0)	(22.7)	(40.4)	
	31,422	14,127	14,028	3,267	279	330	13,962	3,615	3,519	9,717	
928	928	(23.5)	(24.6)	(21.4)	(30.0)	(82.1)	(34.2)	(18.1)	(23.1)	(41.1)	
	31,650	14,248	14,135	3,267	279	330	14,028	3,675	3,560	9,778	
929	929	(23.6)	(24.8)	(21.5)	(30.0)	(82.1)	(34.2)	(18.2)	(23.5)	(41.4)	
	32,849	14,445	15,035	3,369	279	330	14,768	3,909	3,701	9,862	
930	930	(24.5)	(25.2)	(22.9)	(30.9)	(82.1)	(34.2)	(19.2)	(25.0)	(41.7)	

		32,935 (24.6)	14,483 (25.2)	15,083 (23.0)	3,369 (30.9)	279 (82.1)	330 (34.2)	14,807 (19.2)	3,909 (25.0)	3,749 (23.1)	9,862 (41.7)
931	931	33,030 (24.7)	14,576 (25.4)	15,086 (23.0)	3,369 (30.9)	279 (82.1)	330 (34.2)	14,874 (19.3)	3,909 (25.0)	3,776 (23.3)	9,864 (41.7)
932	932	33,124 (24.7)	14,641 (25.5)	15,114 (23.0)	3,369 (30.9)	279 (82.1)	330 (34.2)	14,899 (19.3)	3,949 (25.3)	3,776 (23.3)	9,892 (41.8)
933	933	33,260 (24.8)	14,641 (25.5)	15,212 (23.2)	3,407 (31.3)	279 (82.1)	330 (34.2)	15,035 (19.5)	3,949 (25.3)	3,776 (23.3)	9,892 (41.8)
934	934	33,499 (25.0)	14,699 (25.6)	15,359 (23.4)	3,441 (31.6)	279 (82.1)	330 (34.2)	15,209 (19.7)	3,981 (25.5)	3,776 (23.3)	9,925 (42.0)
935	935	33,589 (25.1)	14,726 (25.7)	15,392 (23.5)	3,472 (31.9)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,268 (19.8)	3,981 (25.5)	3,776 (23.3)	9,925 (42.0)
936	936	33,772 (25.2)	14,794 (25.8)	15,483 (23.6)	3,496 (32.1)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,452 (20.0)	3,981 (25.5)	3,776 (23.3)	9,925 (42.0)
937	937	33,923 (25.3)	14,827 (25.8)	15,600 (23.8)	3,496 (32.1)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,530 (20.1)	3,981 (25.5)	3,846 (23.7)	9,927 (42.0)
938	938	33,972 (25.4)	14,827 (25.8)	15,649 (23.8)	3,496 (32.1)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,562 (20.2)	3,981 (25.5)	3,863 (23.8)	9,927 (42.0)
939	939	34,810 (26.0)	15,162 (26.4)	16,129 (24.6)	3,519 (32.3)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,977 (20.7)	4,161 (26.6)	3,972 (24.5)	10,061 (42.5)
940	940	35,105 (26.2)	15,385 (26.8)	16,202 (24.7)	3,519 (32.3)	279 (82.1)	360 (37.4)	16,132 (20.9)	4,192 (26.8)	3,999 (24.6)	10,143 (42.9)
941	941	35,153 (26.3)	15,418 (26.9)	16,217 (24.7)	3,519 (32.3)	279 (82.1)	360 (37.4)	16,147 (20.9)	4,192 (26.8)	4,032 (24.8)	10,143 (42.9)
942	942	35,366 (26.4)	15,418 (26.9)	16,430 (25.0)	3,519 (32.3)	279 (82.1)	360 (37.4)	16,358 (21.2)	4,192 (26.8)	4,033 (24.8)	10,143 (42.9)
943	943	35,767 (26.7)	15,515 (27.0)	16,680 (25.4)	3,572 (32.8)	279 (82.1)	383 (39.8)	16,661 (21.6)	4,230 (27.1)	4,071 (25.1)	10,143 (42.9)
944	944	36,006 (26.9)	15,604 (27.2)	16,797 (25.6)	3,605 (33.1)	279 (82.1)	383 (39.8)	16,836 (21.8)	4,243 (27.1)	4,071 (25.1)	10,195 (43.1)
945	945	36,125 (27.0)	15,639 (27.3)	16,842 (25.7)	3,644 (33.4)	279 (82.1)	383 (39.8)	16,930 (22.0)	4,255 (27.2)	4,083 (25.2)	10,195 (43.1)
946	946	36,271 (27.1)	15,639 (27.3)	16,941 (25.8)	3,691 (33.9)	279 (82.1)	396 (41.1)	16,983 (22.0)	4,282 (27.4)	4,117 (25.4)	10,215 (43.2)
947	947	36,296 (27.1)	15,639 (27.3)	16,966 (25.9)	3,691 (33.9)	279 (82.1)	396 (41.1)	16,983 (22.0)	4,294 (27.5)	4,117 (25.4)	10,227 (43.3)
948	948	36,447 (27.2)	15,684 (27.3)	17,032 (26.0)	3,732 (34.2)	279 (82.1)	396 (41.1)	17,061 (22.1)	4,294 (27.5)	4,117 (25.4)	10,300 (43.6)
949	949	39,263 (29.3)	16,731 (29.2)	18,729 (28.5)	3,803 (34.9)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,308 (23.7)	4,536 (29.0)	4,508 (27.8)	11,157 (47.2)
950	950	39,399 (29.4)	16,840 (29.3)	18,756 (28.6)	3,803 (34.9)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,430 (23.9)	4,536 (29.0)	4,523 (27.9)	11,157 (47.2)
951	951	39,589 (29.6)	16,840 (29.3)	18,946 (28.9)	3,803 (34.9)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,486 (24.0)	4,574 (29.3)	4,562 (28.1)	11,213 (47.4)
952	952	39,726 (29.7)	16,869 (29.4)	19,012 (29.0)	3,845 (35.3)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,572 (24.1)	4,574 (29.3)	4,562 (28.1)	11,264 (47.6)
953	953	39,858 (29.8)	16,962 (29.6)	19,051 (29.0)	3,845 (35.3)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,679 (24.2)	4,574 (29.3)	4,562 (28.1)	11,289 (47.7)
954	954	40,134 (30.0)	16,995 (29.6)	19,250 (29.3)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,818 (24.4)	4,574 (29.3)	4,633 (28.5)	11,355 (48.0)
955	955	40,203 (30.0)	17,017 (29.7)	19,297 (29.4)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,861 (24.5)	4,586 (29.3)	4,633 (28.5)	11,367 (48.1)
956	956	40,283 (30.1)	17,097 (29.8)	19,297 (29.4)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,914 (24.5)	4,613 (29.5)	4,633 (28.5)	11,367 (48.1)
957	957	40,433 (30.2)	17,181 (29.9)	19,364 (29.5)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	19,027 (24.7)	4,613 (29.5)	4,671 (28.8)	11,367 (48.1)
958	958	40,543 (30.3)	17,235 (30.0)	19,419 (29.6)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	19,095 (24.8)	4,613 (29.5)	4,671 (28.8)	11,410 (48.3)
959	959	41,445 (31.0)	17,552 (30.6)	19,971 (30.4)	3,922 (36.0)	279 (82.1)	476 (49.4)	19,601 (25.4)	4,699 (30.1)	4,839 (29.8)	11,552 (48.9)
960	960	41,576 (31.0)	17,602 (30.7)	20,052 (30.6)	3,922 (36.0)	279 (82.1)	476 (49.4)	19,640 (25.5)	4,724 (30.2)	4,905 (30.2)	11,552 (48.9)
961	961	42,376 (31.6)	17,729 (30.9)	20,725 (31.6)	3,922 (36.0)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,073 (26.0)	4,751 (30.4)	5,028 (31.0)	11,770 (49.8)
962	962	42,447 (31.7)	17,762 (31.0)	20,763 (31.6)	3,922 (36.0)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,141 (26.1)	4,751 (30.4)	5,028 (31.0)	11,773 (49.8)
963	963	42,566 (31.8)	17,774 (31.0)	20,830 (31.7)	3,962 (36.4)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,247 (26.3)	4,763 (30.5)	5,028 (31.0)	11,773 (49.8)
964	964	42,984 (32.1)	17,872 (31.1)	21,103 (32.2)	4,009 (36.8)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,521 (26.6)	4,837 (30.9)	5,084 (31.3)	11,789 (49.9)
965	965	43,171 (32.2)	17,897 (31.2)	21,265 (32.4)	4,009 (36.8)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,660 (26.8)	4,872 (31.2)	5,096 (31.4)	11,789 (49.9)
966	966	43,308 (32.3)	17,992 (31.4)	21,306 (32.5)	4,009 (36.8)	279 (82.1)	517 (53.7)	20,740 (26.9)	4,872 (31.2)	5,111 (31.5)	11,789 (49.9)
967	967	43,602 (32.6)	18,072 (31.5)	21,469 (32.7)	4,061 (37.3)	279 (82.1)	517 (53.7)	20,856 (27.1)	4,912 (31.4)	5,199 (32.0)	11,838 (50.1)
968	968	43,826 (32.7)	18,177 (31.7)	21,539 (32.8)	4,110 (37.7)	279 (82.1)	517 (53.7)	20,976 (27.2)	4,912 (31.4)	5,248 (32.3)	11,894 (50.3)
969	969	44,733 (33.4)	18,643 (32.5)	21,967 (33.5)	4,123 (37.8)	279 (82.1)	517 (53.7)	21,374 (27.7)	5,044 (32.3)	5,440 (33.5)	12,080 (51.1)
970	970	44,908 (33.5)	18,735 (32.7)	21,996 (33.5)	4,177 (38.3)	279 (82.1)	542 (56.3)	21,507 (27.9)	5,044 (32.3)	5,440 (33.5)	12,097 (51.2)
971	971	45,090 (33.7)	18,766 (32.7)	22,146 (33.7)	4,177 (38.3)	279 (82.1)	542 (56.3)	21,556 (28.0)	5,044 (32.3)	5,440 (33.5)	12,230 (51.7)
972	972	45,238 (33.8)	18,781 (32.7)	22,229 (33.9)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,644 (28.1)	5,068 (32.4)	5,452 (33.6)	12,230 (51.7)
973	973	45,309 (33.8)	18,814 (32.8)	22,267 (33.9)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,677 (28.1)	5,068 (32.4)	5,490 (33.8)	12,230 (51.7)
974	974	45,448 (33.9)	18,839 (32.8)	22,381 (34.1)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,768 (28.2)	5,092 (32.6)	5,514 (34.0)	12,230 (51.7)
975	975	45,523 (34.0)	18,914 (33.0)	22,381 (34.1)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,817 (28.3)	5,092 (32.6)	5,540 (34.1)	12,230 (51.7)
976	976	45,876 (34.3)	19,095 (33.3)	22,553 (34.4)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,919 (28.4)	5,130 (32.8)	5,573 (34.3)	12,411 (52.5)
977	977	46,124 (34.4)	19,207 (33.5)	22,665 (34.5)	4,251 (39.0)	279 (82.1)	565 (58.7)	22,081 (28.6)	5,189 (33.2)	5,573 (34.3)	12,437 (52.6)
978	978	46,208 (34.5)	19,207 (33.5)	22,722 (34.6)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	565 (58.7)	22,165 (28.8)	5,189 (33.2)	5,573 (34.3)	12,437 (52.6)
979	979										

V 令和6年度 最低賃金基礎調査結果表

		46,785 (34.9)	19,600 (34.2)	22,906 (34.9)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	565 (58.7)	22,362 (29.0)	5,283 (33.8)	5,736 (35.3)	12,560 (53.1)
980	980	46,940 (35.1)	19,648 (34.2)	23,013 (35.1)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,456 (29.1)	5,283 (33.8)	5,736 (35.3)	12,585 (53.2)
981	981	47,102 (35.2)	19,675 (34.3)	23,148 (35.3)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,497 (29.2)	5,312 (34.0)	5,736 (35.3)	12,677 (53.6)
982	982	47,175 (35.2)	19,675 (34.3)	23,221 (35.4)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,571 (29.3)	5,312 (34.0)	5,736 (35.3)	12,677 (53.6)
983	983	47,295 (35.3)	19,727 (34.4)	23,252 (35.4)	4,317 (39.6)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,637 (29.4)	5,325 (34.1)	5,763 (35.5)	12,692 (53.7)
984	984	47,515 (35.5)	19,776 (34.5)	23,408 (35.7)	4,330 (39.7)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,699 (29.4)	5,363 (34.3)	5,825 (35.9)	12,748 (53.9)
985	985	47,691 (35.6)	19,785 (34.5)	23,576 (35.9)	4,330 (39.7)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,756 (29.5)	5,371 (34.4)	5,901 (36.3)	12,783 (54.1)
986	986	47,749 (35.7)	19,808 (34.5)	23,610 (36.0)	4,330 (39.7)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,757 (29.5)	5,395 (34.5)	5,934 (36.5)	12,783 (54.1)
987	987	47,878 (35.8)	19,899 (34.7)	23,648 (36.0)	4,330 (39.7)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,836 (29.6)	5,445 (34.8)	5,934 (36.5)	12,783 (54.1)
988	988	47,989 (35.8)	19,945 (34.8)	23,686 (36.1)	4,357 (40.0)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,920 (29.7)	5,472 (35.0)	5,934 (36.5)	12,783 (54.1)
989	989	48,411 (36.2)	20,255 (35.3)	23,785 (36.2)	4,370 (40.1)	279 (82.1)	601 (62.4)	23,197 (30.1)	5,472 (35.0)	6,079 (37.4)	12,783 (54.1)
990	990	48,508 (36.2)	20,295 (35.4)	23,842 (36.3)	4,370 (40.1)	279 (82.1)	601 (62.4)	23,240 (30.1)	5,472 (35.0)	6,104 (37.6)	12,812 (54.2)
991	991	48,846 (36.5)	20,382 (35.5)	24,079 (36.7)	4,385 (40.2)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,415 (30.4)	5,510 (35.2)	6,128 (37.7)	12,912 (54.6)
992	992	48,945 (36.6)	20,435 (35.6)	24,125 (36.8)	4,385 (40.2)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,512 (30.5)	5,510 (35.2)	6,130 (37.8)	12,912 (54.6)
993	993	49,116 (36.7)	20,505 (35.7)	24,201 (36.9)	4,410 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,597 (30.6)	5,535 (35.4)	6,191 (38.1)	12,912 (54.6)
994	994	49,187 (36.7)	20,538 (35.8)	24,239 (36.9)	4,410 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,635 (30.7)	5,535 (35.4)	6,225 (38.3)	12,912 (54.6)
995	995	49,262 (36.8)	20,575 (35.9)	24,277 (37.0)	4,410 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,699 (30.7)	5,535 (35.4)	6,235 (38.4)	12,912 (54.6)
996	996	49,394 (36.9)	20,675 (36.0)	24,309 (37.0)	4,410 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,743 (30.8)	5,535 (35.4)	6,322 (38.9)	12,913 (54.6)
997	997	49,828 (37.2)	20,757 (36.2)	24,656 (37.6)	4,415 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,991 (31.1)	5,677 (36.3)	6,360 (39.2)	12,918 (54.6)
998	999	56,660 (42.3)	24,705 (43.1)	27,345 (41.7)	4,610 (42.3)	340 (100.0)	816 (84.8)	27,611 (35.8)	6,513 (41.7)	6,854 (42.2)	14,527 (61.4)
1000	1009	58,088 (43.4)	25,286 (44.1)	28,171 (42.9)	4,631 (42.5)		816 (84.8)	28,619 (37.1)	6,631 (42.4)	6,967 (42.9)	14,714 (62.2)
1010	1019	60,467 (45.2)	26,002 (45.3)	29,489 (44.9)	4,976 (45.7)		816 (84.8)	30,085 (39.0)	6,745 (43.1)	7,260 (44.7)	15,221 (64.4)
1020	1029	61,907 (46.2)	26,444 (46.1)	30,450 (46.4)	5,014 (46.0)		872 (90.6)	30,833 (40.0)	6,935 (44.4)	7,423 (45.7)	15,504 (65.6)
1030	1039	62,853 (46.9)	26,710 (46.5)	31,016 (47.3)	5,126 (47.0)		872 (90.6)	31,436 (40.8)	7,062 (45.2)	7,484 (46.1)	15,658 (66.2)
1040	1049	64,257 (48.0)	27,457 (47.9)	31,618 (48.2)	5,182 (47.5)		872 (90.6)	32,337 (41.9)	7,131 (45.6)	7,615 (46.9)	15,962 (67.5)
1050	1059	65,893 (49.2)	28,232 (49.2)	32,349 (49.3)	5,312 (48.7)		889 (92.3)	33,480 (43.4)	7,316 (46.8)	7,737 (47.7)	16,132 (68.2)
1060	1069	67,146 (50.1)	28,706 (50.0)	33,058 (50.4)	5,383 (49.4)		889 (92.3)	34,263 (44.4)	7,444 (47.6)	7,884 (48.6)	16,327 (69.0)
1070	1079	68,625 (51.2)	29,403 (51.2)	33,712 (51.4)	5,509 (50.5)		889 (92.3)	35,177 (45.6)	7,706 (49.3)	8,025 (49.4)	16,487 (69.7)
1080	1089	69,407 (51.8)	29,713 (51.8)	33,990 (51.8)	5,704 (52.3)		889 (92.3)	35,691 (46.3)	7,760 (49.6)	8,167 (50.3)	16,561 (70.0)
1090	1099	81,791 (61.1)	34,865 (60.8)	39,780 (60.6)	7,146 (65.6)		909 (94.5)	43,363 (56.3)	9,030 (57.8)	10,035 (61.8)	18,114 (76.6)
1100	1199	91,837 (68.6)	39,089 (68.1)	44,596 (68.0)	8,152 (74.8)		909 (94.5)	49,411 (64.1)	10,632 (68.0)	11,358 (70.0)	19,188 (81.1)
1200	1299	100,506 (75.1)	42,911 (74.8)	48,625 (74.1)	8,970 (82.3)		930 (96.6)	55,536 (72.0)	11,460 (73.3)	12,310 (75.8)	19,931 (84.3)
1300	1399	106,437 (79.5)	45,205 (78.8)	51,731 (78.8)	9,500 (87.2)		962 (100.0)	59,606 (77.3)	12,056 (77.1)	13,042 (80.3)	20,431 (86.4)
1400	1499	112,617 (84.1)	47,759 (83.2)	54,924 (83.7)	9,934 (91.2)			63,535 (82.4)	12,824 (82.0)	13,877 (85.5)	21,079 (89.1)
1500	1599	116,082 (86.7)	49,354 (86.0)	56,657 (86.3)	10,071 (92.4)			65,779 (85.3)	13,118 (83.9)	14,296 (88.1)	21,587 (91.3)
1600	1699	119,763 (89.4)	50,739 (88.4)	58,743 (89.5)	10,281 (94.3)			68,295 (88.6)	13,348 (85.4)	14,753 (90.9)	22,065 (93.3)
1700	1799	122,301 (91.3)	51,970 (90.6)	59,901 (91.3)	10,430 (95.7)			69,927 (90.7)	13,640 (87.3)	15,071 (92.8)	22,362 (94.6)
1800	1899	124,038 (92.6)	52,835 (92.1)	60,719 (92.5)	10,484 (96.2)			70,958 (92.0)	13,954 (89.3)	15,307 (94.3)	22,517 (95.2)
1900	1999	133,904 (100.0)	57,380 (100.0)	65,625 (100.0)	10,899 (100.0)			77,088 (100.0)	15,631 (100.0)	16,235 (100.0)	23,647 (100.0)
2000	2000	179,184 (127.5)	176,986 (129.9)	178,881 (127.0)	192,578 (117.6)	31,827 (917)	98,233 (984)	192,961 (1291)	197,884 (1328)	183,537 (1251)	124,329 (1218)
月平均賃金額		139	135	138	163	35	98	147	145	145	109
時間当平均賃金額		897	897	897	897	897	897	898	897	897	897
月1・20分位数		900	900	900	898	897	897	900	900	900	897
第1・10分位数		935	930	943	914	900	902	960	930	944	900
第1・4分位数		1,079	1,079	1,079	1,082	900	967	1,136	1,101	1,092	968
中位偏差係数		0.2146	0.2187	0.2201	0.1793		0.0507	0.2174	0.2262	0.2056	0.1446

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

V 令和7年度 最低賃金基礎調査結果表（性別、年齢別）

総括表(2) (産業・就業形態別の賃金総額総別、性別年齢別表)

07年

産業：(全て)

就業形態：(全て)

産別適用除外のみ

総括表(2)

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	男					女								
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	136,311	59,615	94	278	36,873	6,687	5,852	9,832	76,696	83	1,004	46,019	9,793	8,055	11,741
円	1,162	183					92	91	979			537	32	69	341
-	940	(0.3)					(1.6)	(0.9)	(1.3)			(1.2)	(0.3)	(0.9)	(2.9)
941 -	941	1,162	183				92	91	979			537	32	69	341
		(0.9)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.3)			(1.2)	(0.3)	(0.9)	(2.9)
942 -	942	1,162	183				92	91	979			537	32	69	341
		(0.9)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.3)			(1.2)	(0.3)	(0.9)	(2.9)
943 -	943	1,199	183				92	91	1,015			573	32	69	341
		(0.9)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.3)			(1.2)	(0.3)	(0.9)	(2.9)
944 -	944	1,199	183				92	91	1,015			573	32	69	341
		(0.9)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.3)			(1.2)	(0.3)	(0.9)	(2.9)
945 -	945	1,199	183				92	91	1,015			573	32	69	341
		(0.9)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.3)			(1.2)	(0.3)	(0.9)	(2.9)
946 -	946	1,199	183				92	91	1,015			573	32	69	341
		(0.9)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.3)			(1.2)	(0.3)	(0.9)	(2.9)
947 -	947	1,227	183				92	91	1,044			602	32	69	341
		(0.9)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.4)			(1.3)	(0.3)	(0.9)	(2.9)
948 -	948	1,244	183				92	91	1,061			603	32	85	341
		(0.9)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.4)			(1.3)	(0.3)	(1.1)	(2.9)
949 -	949	1,304	183				92	91	1,120			630	32	117	341
		(1.0)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.5)			(1.4)	(0.3)	(1.5)	(2.9)
950 -	950	1,381	183				92	91	1,198			630	106	117	345
		(1.0)	(0.3)				(1.6)	(0.9)	(1.6)			(1.4)	(1.1)	(1.5)	(2.9)
951 -	951	11,135	1,941	28	514	177	345	860	9,194	28	58	4,035	954	932	3,187
		(8.2)	(3.3)	(1.4)	(5.9)	(2.7)	(5.8)	(12.0)	(12.0)	(34.1)	(5.8)	(8.8)	(9.7)	(11.6)	(27.1)
952 -	952	11,470	1,984	28	530	177	345	887	9,486	28	58	4,224	984	932	3,259
		(8.4)	(3.3)	(5.8)	(1.4)	(2.7)	(5.9)	(9.0)	(12.4)	(34.1)	(5.8)	(9.2)	(10.0)	(11.6)	(27.8)
953 -	953	11,613	2,015	16	559	177	345	889	9,598	28	58	4,275	987	989	3,260
		(8.5)	(3.4)	(5.8)	(1.5)	(2.7)	(5.9)	(9.0)	(12.5)	(34.1)	(5.8)	(9.3)	(10.1)	(12.3)	(27.8)
954 -	954	11,923	2,156	28	699	177	346	889	9,766	28	58	4,425	992	991	3,271
		(8.7)	(3.6)	(5.8)	(1.9)	(2.7)	(5.9)	(9.0)	(12.7)	(34.1)	(5.8)	(9.6)	(10.1)	(12.3)	(27.9)
955 -	955	14,218	2,491	28	861	224	375	982	11,728	83	58	5,268	1,271	1,147	3,899
		(10.4)	(4.2)	(6.9)	(2.3)	(3.3)	(6.4)	(15.3)	(15.3)	(100.0)	(5.8)	(11.4)	(13.2)	(14.2)	(33.2)
956 -	956	14,740	2,544	28	913	224	375	984	12,195		58	5,449	1,311	1,330	3,964
		(10.8)	(4.3)	(6.9)	(2.5)	(3.3)	(6.4)	(10.0)	(15.9)		(5.8)	(11.8)	(13.4)	(16.5)	(33.8)
957 -	957	14,740	2,544	28	913	224	375	984	12,195		58	5,449	1,311	1,330	3,964
		(10.8)	(4.3)	(6.9)	(2.5)	(3.3)	(6.4)	(10.0)	(15.9)		(5.8)	(11.8)	(13.4)	(16.5)	(33.8)
958 -	958	14,953	2,575	28	940	224	375	988	12,378		58	5,553	1,364	1,356	3,964
		(11.0)	(4.3)	(6.9)	(2.6)	(3.3)	(6.4)	(10.0)	(16.1)		(5.8)	(12.1)	(13.9)	(16.8)	(33.8)
959 -	959	14,986	2,575	28	940	224	375	988	12,412		58	5,587	1,364	1,356	3,964
		(11.0)	(4.3)	(6.9)	(2.6)	(3.3)	(6.4)	(10.0)	(16.2)		(5.8)	(12.1)	(13.9)	(16.8)	(33.8)
960 -	960	20,573	3,381	28	1,219	224	482	1,373	17,192		86	7,543	2,423	1,794	5,263
		(15.1)	(5.7)	(19.8)	(3.3)	(3.3)	(8.2)	(14.0)	(22.4)		(8.6)	(16.4)	(24.7)	(22.3)	(44.8)
961 -	961	20,790	3,433	28	1,219	251	508	1,373	17,357		86	7,652	2,451	1,794	5,290
		(15.3)	(5.8)	(19.8)	(3.3)	(3.7)	(8.7)	(14.0)	(22.6)		(8.6)	(16.6)	(25.0)	(22.3)	(45.1)
962 -	962	20,810	3,435	28	1,221	251	508	1,373	17,375		86	7,670	2,451	1,794	5,290
		(15.3)	(5.8)	(19.8)	(3.3)	(3.7)	(8.7)	(14.0)	(22.7)		(8.6)	(16.7)	(25.0)	(22.3)	(45.1)
963 -	963	21,026	3,443	28	1,227	251	508	1,375	17,583		86	7,778	2,451	1,847	5,337
		(15.4)	(5.8)	(19.8)	(3.3)	(3.7)	(8.7)	(14.0)	(22.9)		(8.6)	(16.9)	(25.0)	(22.9)	(45.5)
964 -	964	21,724	3,755	28	1,227	251	508	1,687	17,969		86	7,862	2,451	1,922	5,564
		(15.9)	(6.3)	(19.8)	(3.3)	(3.7)	(8.7)	(17.2)	(23.4)		(8.6)	(17.1)	(25.0)	(23.9)	(47.4)
965 -	965	22,292	4,005	28	1,392	251	560	1,720	18,287		100	8,130	2,451	1,959	5,564
		(16.4)	(6.7)	(19.8)	(3.8)	(3.7)	(9.6)	(17.5)	(23.8)		(10.0)	(17.7)	(25.0)	(24.3)	(47.4)

総括表(2) (産業・就業形態別の賃金総額総別、性別年齢別表)

07年

産業：(全て)

就業形態：(全て)

産別適用除外のみ

時間 当り 所定 内賃 金額 （3手 当を除く）	合計	男					女							
		男性計					女性計							
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
966 - 966	22,346 (16.4)	4,032 (6.8)	28 (30.4)	55 (19.8)	1,418 (3.8)	251 (3.7)	560 (9.6)	1,720 (17.5)	18,315 (23.9)	100 (10.0)	8,157 (17.7)	2,451 (25.0)	1,959 (24.3)	5,564 (47.4)
967 - 967	22,526 (16.5)	4,083 (6.8)	28 (30.4)	55 (19.8)	1,418 (3.8)	251 (3.7)	560 (9.6)	1,770 (18.0)	18,444 (24.0)	100 (10.0)	8,202 (17.8)	2,467 (25.2)	2,028 (25.2)	5,564 (47.4)
968 - 968	22,613 (16.6)	4,110 (6.9)	28 (30.4)	55 (19.8)	1,446 (3.9)	251 (3.7)	560 (9.6)	1,770 (18.0)	18,503 (24.1)	100 (10.0)	8,261 (18.0)	2,467 (25.2)	2,028 (25.2)	5,564 (47.4)
969 - 969	22,773 (16.7)	4,199 (7.0)	28 (30.4)	55 (19.8)	1,468 (4.0)	286 (4.3)	560 (9.6)	1,802 (18.3)	18,574 (24.2)	100 (10.0)	8,332 (18.1)	2,467 (25.2)	2,028 (25.2)	5,564 (47.4)
970	23,789 (17.5)	4,502 (7.6)	28 (30.4)	55 (19.8)	1,639 (4.2)	286 (4.3)	597 (10.2)	1,897 (19.3)	19,287 (25.1)	100 (10.0)	8,815 (19.2)	2,526 (25.8)	2,100 (26.1)	5,662 (48.2)
971	24,029 (17.6)	4,557 (7.6)	28 (30.4)	55 (19.8)	1,668 (4.5)	286 (4.3)	597 (10.2)	1,922 (19.6)	19,472 (25.4)	100 (10.0)	8,942 (19.4)	2,526 (25.8)	2,100 (26.1)	5,720 (48.7)
972	24,279 (17.8)	4,591 (7.7)	28 (30.4)	55 (19.8)	1,696 (4.6)	286 (4.3)	597 (10.2)	1,929 (19.6)	19,688 (25.7)	100 (10.0)	9,038 (19.6)	2,526 (25.8)	2,169 (26.9)	5,771 (49.2)
973	24,529 (18.0)	4,675 (7.8)	28 (30.4)	82 (29.7)	1,696 (4.6)	286 (4.3)	654 (11.2)	1,929 (19.6)	19,854 (25.9)	100 (10.0)	9,161 (19.9)	2,541 (25.9)	2,169 (26.9)	5,800 (49.4)
974	24,758 (18.2)	4,742 (8.0)	28 (30.4)	82 (29.7)	1,729 (4.7)	286 (4.3)	654 (11.2)	1,962 (20.0)	20,016 (26.1)	100 (10.0)	9,306 (20.2)	2,557 (26.1)	2,169 (26.9)	5,801 (49.4)
975	24,942 (18.3)	4,742 (8.0)	28 (30.4)	82 (29.7)	1,729 (4.7)	286 (4.3)	654 (11.2)	1,962 (20.0)	20,200 (26.3)	100 (10.0)	9,361 (20.3)	2,653 (27.1)	2,169 (26.9)	5,834 (49.7)
976	25,147 (18.4)	4,843 (8.1)	28 (30.4)	82 (29.7)	1,785 (4.8)	286 (4.3)	654 (11.2)	2,007 (20.4)	20,304 (26.5)	100 (10.0)	9,389 (20.4)	2,653 (27.1)	2,244 (27.9)	5,834 (49.7)
977	25,701 (18.9)	4,950 (8.3)	28 (30.4)	82 (29.7)	1,821 (4.9)	322 (4.8)	654 (11.2)	2,043 (20.8)	20,750 (27.1)	100 (10.0)	9,616 (20.9)	2,752 (28.1)	2,348 (29.2)	5,851 (49.8)
978	25,927 (19.0)	5,000 (8.4)	28 (30.4)	82 (29.7)	1,837 (5.0)	322 (4.8)	654 (11.2)	2,076 (21.1)	20,927 (27.3)	100 (10.0)	9,738 (21.2)	2,775 (29.5)	2,380 (29.5)	5,851 (49.8)
979	26,051 (19.1)	5,075 (8.5)	28 (30.4)	82 (29.7)	1,870 (5.1)	322 (4.8)	654 (11.2)	2,119 (21.5)	20,976 (27.3)	100 (10.0)	9,760 (21.2)	2,802 (28.6)	2,380 (29.5)	5,851 (49.8)
980	28,494 (20.9)	5,666 (9.5)	28 (30.4)	137 (49.5)	2,179 (5.9)	432 (6.5)	689 (11.8)	2,200 (22.4)	22,828 (29.8)	210 (20.9)	11,166 (24.3)	2,835 (28.9)	2,490 (30.9)	6,044 (51.5)
981	28,698 (21.1)	5,735 (9.6)	28 (30.4)	137 (49.5)	2,206 (6.0)	432 (6.5)	703 (12.0)	2,228 (22.7)	22,963 (29.9)	210 (20.9)	11,249 (24.4)	2,887 (29.5)	2,490 (30.9)	6,044 (51.5)
982	28,990 (21.3)	5,875 (9.9)	28 (30.4)	137 (49.5)	2,274 (6.2)	468 (7.0)	739 (12.6)	2,228 (22.7)	23,115 (30.1)	223 (22.3)	11,351 (25.1)	2,915 (29.8)	2,499 (31.0)	6,044 (51.5)
983	29,199 (21.4)	5,875 (9.9)	28 (30.4)	137 (49.5)	2,274 (6.2)	468 (7.0)	739 (12.6)	2,228 (22.7)	23,324 (30.4)	223 (22.3)	11,560 (25.1)	2,915 (29.8)	2,499 (31.0)	6,044 (51.5)
984	29,416 (21.6)	5,970 (10.0)	28 (30.4)	137 (49.5)	2,341 (6.3)	468 (7.0)	739 (12.6)	2,255 (22.9)	23,446 (30.6)	223 (22.3)	11,664 (25.3)	2,915 (29.8)	2,517 (31.2)	6,044 (51.5)
985	29,875 (21.9)	6,065 (10.2)	28 (30.4)	137 (49.5)	2,374 (6.4)	468 (7.0)	765 (13.1)	2,292 (23.3)	23,810 (31.0)	281 (28.0)	11,850 (25.8)	3,020 (30.8)	2,517 (31.2)	6,059 (51.6)
986	30,159 (22.1)	6,160 (10.3)	28 (30.4)	137 (49.5)	2,412 (6.5)	468 (7.0)	765 (13.1)	2,349 (23.9)	23,999 (31.3)	281 (28.0)	11,988 (26.1)	3,037 (31.0)	2,531 (31.4)	6,079 (51.8)
987	30,260 (22.2)	6,195 (10.4)	28 (30.4)	137 (49.5)	2,448 (6.6)	468 (7.0)	765 (13.1)	2,349 (23.9)	24,065 (31.4)	281 (28.0)	12,054 (26.2)	3,037 (31.0)	2,531 (31.4)	6,079 (51.8)
988	30,432 (22.3)	6,211 (10.4)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,448 (6.6)	468 (7.0)	765 (13.1)	2,349 (23.9)	24,222 (31.6)	281 (28.0)	12,175 (26.5)	3,073 (31.4)	2,531 (31.4)	6,079 (51.8)
989	30,514 (22.4)	6,263 (10.5)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,448 (6.6)	521 (7.8)	765 (13.1)	2,349 (23.9)	24,251 (31.6)	281 (28.0)	12,204 (26.5)	3,073 (31.4)	2,531 (31.4)	6,079 (51.8)
990	31,636 (23.2)	6,543 (11.0)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,519 (6.8)	521 (7.8)	797 (13.6)	2,525 (25.7)	25,094 (32.7)	281 (28.0)	12,527 (27.2)	3,224 (32.9)	2,725 (33.8)	6,253 (53.3)
991	31,720 (23.3)	6,599 (11.1)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,575 (7.0)	521 (7.8)	797 (13.6)	2,525 (25.7)	25,122 (32.8)	281 (28.0)	12,554 (27.3)	3,224 (32.9)	2,725 (33.8)	6,253 (53.3)
992	31,866 (23.4)	6,599 (11.1)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,575 (7.0)	521 (7.8)	797 (13.6)	2,525 (25.7)	25,268 (32.9)	281 (28.0)	12,667 (27.5)	3,258 (33.3)	2,725 (33.8)	6,253 (53.3)

総括表(2) (産業・就業形態別の賃金総額総別、性別年齢別表)

07年 産業：(全て) 就業形態：(全て) 産別適用除外のみ

総括表(2)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男					女								
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
993	993	31,966 (23.5)	6,599 (11.1)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,575 (7.0)	521 (7.8)	797 (13.6)	2,525 (25.7)	25,368 (33.1)	281 (28.0)	12,745 (27.7)	3,258 (33.3)	2,725 (33.8)	6,275 (53.4)
994	994	32,186 (23.6)	6,702 (11.2)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,575 (7.0)	521 (7.8)	879 (15.0)	2,547 (25.9)	25,483 (33.2)	281 (28.0)	12,805 (27.8)	3,258 (33.3)	2,725 (33.8)	6,331 (53.9)
995	995	32,659 (24.0)	6,702 (11.2)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,575 (7.0)	521 (7.8)	879 (15.0)	2,547 (25.9)	25,957 (33.8)	281 (28.0)	13,185 (28.7)	3,316 (33.9)	2,761 (34.3)	6,331 (53.9)
996	996	32,709 (24.0)	6,702 (11.2)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,575 (7.0)	521 (7.8)	879 (15.0)	2,547 (25.9)	26,007 (33.9)	281 (28.0)	13,219 (28.7)	3,332 (34.0)	2,761 (34.3)	6,331 (53.9)
997	997	32,903 (24.1)	6,730 (11.3)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,603 (7.1)	521 (7.8)	879 (15.0)	2,547 (25.9)	26,174 (34.1)	311 (30.9)	13,342 (29.0)	3,345 (34.2)	2,761 (34.3)	6,332 (53.9)
998	998	32,959 (24.2)	6,730 (11.3)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,603 (7.1)	521 (7.8)	879 (15.0)	2,547 (25.9)	26,229 (34.2)	311 (30.9)	13,358 (29.0)	3,367 (34.4)	2,776 (34.5)	6,335 (54.0)
999	999	33,045 (24.2)	6,790 (11.4)	28 (30.4)	153 (55.0)	2,603 (7.1)	521 (7.8)	937 (16.0)	2,548 (25.9)	26,255 (34.2)	336 (33.5)	13,358 (29.0)	3,367 (34.4)	2,776 (34.5)	6,335 (54.0)
1,000	1,000	39,261 (28.8)	9,163 (15.4)	28 (30.4)	153 (55.0)	3,859 (10.5)	628 (9.4)	965 (16.5)	3,530 (35.9)	30,098 (39.2)	477 (47.5)	15,111 (32.8)	4,233 (43.2)	3,246 (40.3)	6,948 (59.2)
1,001	1,001	39,498 (29.0)	9,247 (15.5)	28 (30.4)	153 (55.0)	3,915 (10.6)	628 (9.4)	992 (17.0)	3,530 (35.9)	30,251 (39.4)	477 (47.5)	15,235 (33.1)	4,233 (43.2)	3,276 (40.7)	6,948 (59.2)
1,002	1,002	39,632 (29.1)	9,263 (15.5)	28 (30.4)	153 (55.0)	3,915 (10.6)	628 (9.4)	992 (17.0)	3,546 (36.1)	30,369 (39.6)	477 (47.5)	15,280 (33.2)	4,233 (43.2)	3,276 (40.7)	7,021 (59.8)
1,003	1,003	39,946 (29.3)	9,306 (15.6)	28 (30.4)	153 (55.0)	3,930 (10.7)	628 (9.4)	1,021 (17.4)	3,546 (36.1)	30,640 (39.9)	477 (47.5)	15,405 (33.5)	4,362 (44.5)	3,290 (40.8)	7,023 (59.8)
1,004	1,004	40,008 (29.4)	9,306 (15.6)	28 (30.4)	153 (55.0)	3,930 (10.7)	628 (9.4)	1,021 (17.4)	3,546 (36.1)	30,702 (40.0)	477 (47.5)	15,405 (33.5)	4,362 (44.5)	3,290 (40.8)	7,085 (60.3)
1,005	1,005	40,263 (29.5)	9,474 (15.9)	64 (68.6)	153 (55.0)	3,966 (10.8)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,546 (36.1)	30,789 (40.1)	477 (47.5)	15,463 (33.6)	4,362 (44.5)	3,290 (40.8)	7,114 (60.6)
1,006	1,006	40,623 (29.8)	9,552 (16.0)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,044 (11.0)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,546 (36.1)	31,071 (40.5)	533 (53.1)	15,675 (34.1)	4,362 (44.5)	3,290 (40.8)	7,128 (60.7)
1,007	1,007	40,737 (29.9)	9,565 (16.0)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,058 (11.0)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,546 (36.1)	31,172 (40.6)	533 (53.1)	15,775 (34.3)	4,362 (44.5)	3,290 (40.8)	7,128 (60.7)
1,008	1,008	40,912 (30.0)	9,681 (16.2)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,079 (11.1)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,640 (37.0)	31,232 (40.7)	533 (53.1)	15,775 (34.3)	4,362 (44.5)	3,290 (40.8)	7,188 (61.2)
1,009	1,009	40,996 (30.1)	9,697 (16.3)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,095 (11.1)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,640 (37.0)	31,299 (40.8)	533 (53.1)	15,843 (34.4)	4,362 (44.5)	3,290 (40.8)	7,188 (61.2)
1,010	1,010	41,463 (30.4)	9,774 (16.4)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,151 (11.3)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,661 (37.2)	31,689 (41.3)	533 (53.1)	16,117 (35.0)	4,420 (45.1)	3,307 (41.0)	7,229 (61.6)
1,011	1,011	41,652 (30.6)	9,774 (16.4)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,151 (11.3)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,661 (37.2)	31,878 (41.6)	533 (53.1)	16,227 (35.3)	4,446 (45.4)	3,339 (41.5)	7,249 (61.7)
1,012	1,012	41,926 (30.8)	9,870 (16.6)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,220 (11.4)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,688 (37.5)	32,056 (41.8)	533 (53.1)	16,312 (35.4)	4,525 (46.2)	3,339 (41.5)	7,262 (61.9)
1,013	1,013	42,528 (31.2)	9,956 (16.7)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,306 (11.7)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,688 (37.5)	32,572 (42.5)	590 (58.8)	16,523 (35.9)	4,525 (46.2)	3,400 (42.2)	7,450 (63.4)
1,014	1,014	42,612 (31.3)	10,008 (16.8)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,358 (11.8)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,688 (37.5)	32,604 (42.5)	590 (58.8)	16,529 (35.9)	4,525 (46.2)	3,426 (42.5)	7,450 (63.4)
1,015	1,015	42,802 (31.4)	10,008 (16.8)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,358 (11.8)	628 (9.4)	1,117 (19.1)	3,688 (37.5)	32,794 (42.8)	590 (58.8)	16,684 (36.3)	4,525 (46.2)	3,455 (42.9)	7,456 (63.5)
1,016	1,016	42,905 (31.5)	10,021 (16.8)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,358 (11.8)	628 (9.4)	1,130 (19.3)	3,688 (37.5)	32,884 (42.9)	590 (58.8)	16,747 (36.4)	4,525 (46.2)	3,482 (43.2)	7,456 (63.5)
1,017	1,017	43,086 (31.6)	10,064 (16.9)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,401 (11.9)	628 (9.4)	1,130 (19.3)	3,688 (37.5)	33,022 (43.1)	611 (60.9)	16,782 (36.5)	4,579 (46.8)	3,482 (43.2)	7,484 (63.7)
1,018	1,018	43,179 (31.7)	10,066 (16.9)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,401 (11.9)	628 (9.4)	1,130 (19.3)	3,690 (37.5)	33,113 (43.2)	611 (60.9)	16,831 (36.6)	4,622 (47.2)	3,482 (43.2)	7,484 (63.7)
1,019	1,019	43,278 (31.7)	10,098 (16.9)	64 (68.6)	153 (55.0)	4,434 (12.0)	628 (9.4)	1,130 (19.3)	3,690 (37.5)	33,179 (43.3)	611 (60.9)	16,897 (36.7)	4,622 (47.2)	3,482 (43.2)	7,484 (63.7)

総括表（２）（産業・就業形態別の賃金総額総別、性別年齢別表）

07年

産業：（全て）

就業形態：（全て）

総括表（２）

産別適用除外のみ

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	男					女								
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
1.020	1.020	43,624 (32.0)	10,171 (17.1)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,450 (12.1)	628 (9.4)	1,130 (19.3)	3,690 (36.9)	611 (60.9)	16,965 (36.9)	4,622 (43.6)	3,504 (65.3)	7,667 (65.3)	65歳以上
1.021	1.021	43,754 (32.1)	10,205 (17.1)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,450 (12.1)	628 (9.4)	1,130 (19.3)	3,723 (37.9)	611 (60.9)	17,029 (37.0)	4,622 (47.2)	3,537 (43.9)	7,667 (65.3)	
1.022	1.022	44,000 (32.3)	10,207 (17.1)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,450 (12.1)	628 (9.4)	1,130 (19.3)	3,725 (37.9)	625 (62.2)	17,152 (37.3)	4,674 (47.7)	3,557 (44.2)	7,703 (65.6)	
1.023	1.023	44,285 (32.5)	10,207 (17.1)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,450 (12.1)	628 (9.4)	1,130 (19.3)	3,725 (37.9)	625 (62.2)	17,253 (44.4)	4,728 (48.3)	3,557 (44.2)	7,831 (66.7)	
1.024	1.024	44,399 (32.6)	10,207 (17.1)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,450 (12.1)	628 (9.4)	1,130 (19.3)	3,725 (37.9)	625 (62.2)	17,339 (44.6)	4,728 (48.3)	3,557 (44.2)	7,858 (66.9)	
1.025	1.025	44,646 (32.8)	10,357 (17.4)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,544 (12.3)	656 (9.8)	1,144 (19.6)	3,739 (38.0)	625 (62.2)	17,394 (44.7)	4,742 (48.4)	3,587 (44.5)	7,858 (66.9)	
1.026	1.026	44,929 (33.0)	10,436 (17.5)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,544 (12.3)	688 (10.3)	1,144 (19.6)	3,786 (38.5)	625 (62.2)	17,477 (45.0)	4,758 (48.6)	3,690 (45.8)	7,858 (66.9)	
1.027	1.027	45,409 (33.3)	10,571 (17.7)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,679 (12.7)	688 (10.3)	1,144 (19.6)	3,786 (38.5)	625 (62.2)	17,728 (45.4)	4,797 (49.0)	3,690 (45.8)	7,915 (67.4)	
1.028	1.028	45,587 (33.4)	10,712 (18.0)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,781 (13.0)	688 (10.3)	1,146 (19.6)	3,822 (38.9)	625 (62.2)	17,743 (45.5)	4,797 (49.0)	3,690 (45.8)	7,937 (67.6)	
1.029	1.029	45,713 (33.5)	10,728 (18.0)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,797 (13.0)	688 (10.3)	1,146 (19.6)	3,822 (38.9)	625 (62.2)	17,831 (45.6)	4,797 (49.0)	3,690 (45.8)	7,959 (67.8)	
1.030	1.030	46,412 (34.0)	10,829 (18.2)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,839 (13.1)	688 (10.3)	1,146 (19.6)	3,882 (39.5)	625 (62.2)	18,195 (46.4)	4,838 (49.4)	3,850 (47.8)	7,992 (68.1)	
1.031	1.031	46,464 (34.1)	10,842 (18.2)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,852 (13.2)	688 (10.3)	1,146 (19.6)	3,882 (39.5)	625 (62.2)	18,234 (46.4)	4,838 (49.4)	3,850 (47.8)	7,992 (68.1)	
1.032	1.032	46,733 (34.3)	10,900 (18.3)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,894 (13.3)	705 (10.5)	1,146 (19.6)	3,882 (39.5)	625 (62.2)	18,421 (46.7)	4,863 (49.0)	3,850 (47.8)	7,992 (68.1)	
1.033	1.033	46,814 (34.3)	10,959 (18.4)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,921 (13.3)	705 (10.5)	1,178 (20.1)	3,882 (39.5)	625 (62.2)	18,428 (46.7)	4,863 (49.0)	3,865 (48.0)	7,992 (68.1)	
1.034	1.034	46,859 (34.4)	10,959 (18.4)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,921 (13.3)	705 (10.5)	1,178 (20.1)	3,882 (39.5)	625 (62.2)	18,428 (46.8)	4,907 (50.1)	3,865 (48.0)	7,992 (68.1)	
1.035	1.035	47,067 (34.5)	11,032 (18.5)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,935 (13.4)	705 (10.5)	1,178 (20.1)	3,940 (40.1)	625 (62.2)	18,564 (47.0)	4,907 (50.1)	3,865 (48.0)	7,992 (68.1)	
1.036	1.036	47,244 (34.7)	11,032 (18.5)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,935 (13.4)	705 (10.5)	1,178 (20.1)	3,940 (40.1)	625 (62.2)	18,620 (47.2)	4,959 (50.6)	3,901 (48.4)	8,024 (68.3)	
1.037	1.037	47,391 (34.8)	11,090 (18.6)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,935 (13.4)	705 (10.5)	1,208 (20.6)	3,970 (40.4)	625 (62.2)	18,678 (47.3)	4,959 (50.6)	3,915 (48.6)	8,041 (68.5)	
1.038	1.038	47,755 (35.0)	11,139 (18.7)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,962 (13.5)	705 (10.5)	1,208 (20.6)	3,990 (40.6)	625 (62.2)	18,905 (47.7)	4,975 (50.8)	3,988 (49.5)	8,041 (68.5)	
1.039	1.039	47,773 (35.0)	11,140 (18.7)	64 (68.6)	209 (75.5)	4,962 (13.5)	705 (10.5)	1,208 (20.6)	3,992 (40.6)	625 (62.2)	18,905 (41.1)	4,975 (50.8)	4,004 (49.7)	8,041 (68.5)	
1.040	1.040	48,018 (35.2)	11,239 (18.9)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,027 (13.6)	705 (10.5)	1,226 (20.9)	4,008 (40.8)	625 (62.2)	19,008 (41.3)	4,975 (50.8)	4,004 (49.7)	8,084 (68.8)	
1.041	1.041	48,403 (35.5)	11,458 (19.2)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,171 (14.0)	705 (10.5)	1,254 (21.4)	4,054 (41.2)	625 (62.2)	19,161 (41.6)	4,975 (49.9)	4,018 (49.9)	8,084 (68.8)	
1.042	1.042	48,512 (35.6)	11,485 (19.3)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,171 (14.0)	705 (10.5)	1,282 (21.9)	4,054 (41.2)	657 (65.5)	19,161 (41.6)	5,023 (51.3)	4,018 (49.9)	8,084 (68.8)	
1.043	1.043	48,588 (35.6)	11,561 (19.4)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,218 (14.2)	705 (10.5)	1,282 (21.9)	4,083 (41.5)	657 (65.5)	19,161 (41.6)	5,023 (51.3)	4,018 (49.9)	8,084 (68.8)	
1.044	1.044	48,588 (35.6)	11,561 (19.4)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,218 (14.2)	705 (10.5)	1,282 (21.9)	4,083 (41.5)	657 (65.5)	19,161 (41.6)	5,023 (51.3)	4,018 (49.9)	8,084 (68.8)	
1.045	1.045	48,702 (35.7)	11,590 (19.4)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,247 (14.2)	705 (10.5)	1,282 (21.9)	4,083 (41.5)	671 (66.9)	19,233 (41.8)	5,023 (51.3)	4,018 (49.9)	8,084 (68.8)	
1.046	1.046	48,818 (35.8)	11,652 (19.5)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,287 (14.3)	705 (10.5)	1,304 (22.3)	4,083 (41.5)	671 (66.9)	19,286 (41.9)	5,023 (51.3)	4,018 (49.9)	8,084 (68.8)	

総括表（2）（産業・就業形態別の賃金総額総別、性別年齢別表）

07年

産業：（全て）

就業形態：（全て）

総括表（2）

産別適用除外のみ

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	男					女								
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
1.047	1.047	48,960 (35.9)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,287 (14.3)	705 (10.5)	1,304 (22.3)	4,112 (41.8)	37,279 (48.6)		671 (66.9)	19,335 (42.0)	5,023 (51.3)	4,047 (50.2)	8,120 (69.2)
1.048	1.048	49,076 (36.0)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,387 (14.6)	705 (10.5)	1,304 (22.3)	4,114 (41.8)	37,294 (48.6)		671 (66.9)	19,335 (42.0)	5,023 (51.3)	4,047 (50.2)	8,135 (69.3)
1.049	1.049	49,214 (36.1)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,387 (14.6)	705 (10.5)	1,304 (22.3)	4,142 (42.1)	37,403 (48.8)		671 (66.9)	19,349 (42.0)	5,023 (51.3)	4,068 (50.5)	8,209 (69.9)
1.050	1.050	50,033 (36.7)	64 (68.6)	209 (75.5)	5,500 (14.9)	731 (10.9)	1,329 (22.7)	4,170 (42.4)	38,028 (48.8)		671 (66.9)	19,714 (42.8)	5,052 (51.6)	4,142 (51.4)	8,366 (71.2)
1.051	1.051	50,320 (36.9)	94 (100.0)	209 (75.5)	5,577 (15.1)	741 (11.1)	1,329 (22.7)	4,170 (42.4)	38,199 (49.8)		671 (66.9)	19,797 (43.0)	5,052 (51.6)	4,216 (52.3)	8,380 (71.4)
1.052	1.059	51,583 (37.8)		209 (75.5)	5,838 (15.8)	741 (11.1)	1,396 (23.9)	4,397 (44.7)	38,907 (50.7)		671 (66.9)	20,194 (43.9)	5,110 (62.2)	4,330 (53.7)	8,520 (72.6)
1.060	1.069	54,042 (39.6)		209 (75.5)	6,251 (17.0)	816 (12.2)	1,428 (24.4)	4,677 (47.6)	40,567 (52.9)		693 (69.1)	21,301 (46.3)	5,318 (54.3)	4,458 (55.3)	8,714 (74.2)
1.070	1.079	55,995 (41.1)		209 (75.5)	6,632 (18.0)	933 (13.9)	1,454 (24.9)	4,827 (49.1)	41,846 (54.6)		858 (85.5)	21,893 (47.6)	5,531 (56.5)	4,676 (58.1)	8,804 (75.0)
1.080	1.089	57,863 (42.4)		209 (75.5)	6,923 (18.8)	993 (14.9)	1,533 (26.2)	4,877 (49.6)	43,234 (56.4)		858 (85.5)	22,866 (49.7)	5,627 (57.1)	4,753 (59.0)	9,047 (79.0)
1.090	1.099	60,114 (44.1)		209 (75.5)	7,423 (20.1)	1,011 (15.1)	1,552 (26.5)	5,344 (54.3)	44,480 (58.0)		913 (91.0)	23,697 (51.5)	5,678 (59.7)	4,836 (60.0)	9,273 (80.7)
1.100	1.109	62,541 (45.9)		245 (88.4)	7,784 (21.1)	1,056 (15.8)	1,618 (27.6)	5,735 (58.3)	46,009 (60.0)		913 (91.0)	24,703 (53.7)	5,846 (59.7)	4,992 (62.0)	9,472 (80.7)
1.110	1.119	63,663 (46.7)		245 (88.4)	8,130 (22.0)	1,115 (16.7)	1,779 (30.4)	5,846 (59.5)	46,455 (60.6)		913 (91.0)	24,936 (54.2)	5,927 (60.5)	5,123 (63.6)	9,472 (80.7)
1.120	1.129	65,009 (47.7)		245 (88.4)	8,381 (22.7)	1,115 (16.7)	1,894 (32.4)	5,846 (59.5)	47,434 (61.8)		913 (91.0)	25,748 (56.0)	5,987 (61.1)	5,181 (64.3)	9,521 (81.1)
1.130	1.139	66,717 (48.9)		245 (88.4)	8,734 (23.7)	1,163 (17.4)	2,115 (36.1)	5,922 (60.2)	48,445 (63.2)		913 (91.0)	26,356 (57.3)	6,095 (62.2)	5,477 (68.0)	9,521 (81.1)
1.140	1.149	67,822 (49.8)		245 (88.4)	9,144 (24.8)	1,185 (17.7)	2,147 (36.7)	5,981 (60.8)	49,027 (63.9)		913 (91.0)	26,725 (58.1)	6,266 (64.0)	5,491 (68.2)	9,549 (81.3)
1.150	1.159	69,937 (51.3)		245 (88.4)	9,790 (26.6)	1,248 (18.7)	2,222 (38.0)	6,179 (62.8)	50,160 (65.4)		947 (94.3)	27,532 (59.8)	6,422 (65.6)	5,550 (68.9)	9,626 (82.0)
1.160	1.169	70,934 (52.0)		245 (88.4)	10,256 (28.5)	1,317 (20.3)	2,293 (39.2)	6,339 (64.5)	50,391 (65.7)		947 (94.3)	27,705 (60.2)	6,451 (65.9)	5,550 (68.9)	9,655 (82.2)
1.170	1.179	72,027 (52.8)		245 (88.4)	10,504 (35.3)	1,358 (20.3)	2,412 (41.2)	6,429 (65.4)	50,986 (66.5)		947 (94.3)	28,019 (60.9)	6,687 (68.3)	5,595 (82.2)	9,655 (82.2)
1.180	1.189	73,663 (54.0)		245 (88.4)	11,128 (30.2)	1,433 (21.4)	2,412 (41.2)	6,569 (66.8)	51,783 (67.5)		947 (94.3)	28,530 (62.0)	6,761 (69.0)	5,623 (69.8)	9,838 (83.8)
1.190	1.199	74,983 (55.0)		245 (88.4)	11,475 (31.1)	1,578 (23.6)	2,433 (41.6)	6,700 (68.1)	52,458 (68.4)		947 (94.3)	29,031 (63.1)	6,783 (69.3)	5,718 (71.0)	9,896 (84.3)
1.200	1.299	86,601 (63.5)		245 (88.4)	15,452 (41.9)	2,120 (31.7)	3,028 (51.7)	7,261 (73.9)	58,401 (76.1)		1,004 (100.0)	33,279 (72.3)	7,411 (75.7)	6,367 (79.0)	10,257 (87.4)
1.300	1.399	96,457 (70.8)		278 (100.0)	19,029 (51.6)	2,853 (42.7)	3,380 (57.8)	7,804 (79.4)	63,019 (82.2)			36,659 (79.7)	7,856 (80.2)	6,736 (83.6)	10,681 (91.0)
1.400	1.499	103,729 (76.1)			21,837 (59.2)	3,387 (50.6)	3,700 (63.2)	8,137 (82.8)	66,296 (86.4)			39,029 (84.8)	8,167 (93.1)	7,080 (87.9)	10,933 (93.1)
1.500	1.599	110,932 (81.4)			24,860 (67.4)	3,679 (55.0)	4,141 (70.8)	8,507 (86.5)	69,374 (90.5)			41,124 (89.4)	8,546 (87.3)	7,428 (92.2)	11,189 (95.3)
1.600	1.699	116,346 (85.4)			27,372 (74.2)	4,155 (62.1)	4,522 (77.3)	8,729 (88.8)	71,197 (92.8)			42,230 (91.8)	8,811 (90.0)	7,737 (96.0)	11,332 (96.5)
1.700	1.799	120,043 (88.1)			29,118 (79.0)	4,542 (67.9)	4,732 (80.9)	8,868 (90.2)	72,412 (94.4)			43,184 (93.8)	8,931 (91.2)	7,819 (97.1)	11,392 (97.0)
1.800	1.899	122,585 (89.9)			30,330 (82.3)	4,704 (70.4)	4,793 (81.9)	9,150 (93.1)	73,237 (95.5)			43,853 (95.3)	9,034 (92.3)	7,839 (97.3)	11,423 (97.3)

VI 全労働者に占めるパート労働者の比率

		製 造	業 卸	業 卸	宿 泊	業 ・飲	食	医 療	・福	サ ー	ビ ス	情 報	通 信	業 業	地 域 別 産 業 適 用 産 業 (総 計)
7年度	パート労働者	4,730 人	12,640 人	10,738 人	7,660 人	3,894 人	14 人	39,676 人							
	全 労 働 者	26,864 人	44,649 人	15,819 人	26,827 人	22,022 人	130 人	136,311 人							
	パート労働者の 比 率	17.6 %	28.3 %	67.8 %	28.5 %	17.6 %	10.7 %	29.1 %							

(注)労働者数は、復元後の数である。

労働者の男女比

		製 造	業 卸	業 卸	宿 泊	業 ・飲	食	医 療	・福	サ ー	ビ ス	情 報	通 信	業 業	地 域 別 産 業 適 用 産 業 (総 計)
7年度	男性労働者	14,203 人	24,702 人	4,810 人	4,070 人	11,771 人	59 人	59,615 人							
	女性労働者	12,661 人	19,947 人	11,009 人	22,757 人	10,251 人	71 人	76,696 人							
	男 女 比	53:47	55:45	30:70	15:85	53:47	45:55	44:56							

(注)労働者数は、復元後の数である。

1 中 位 数

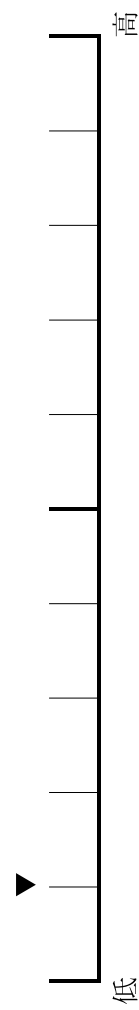
「中位数」とは、変量を大きさの順に並べた場合、その中央で全変量の個数を2等分する位置にある変量である。したがって、中位数より大きい変量の個数は50%、中位数より小さい変量の個数も50%ということになる。「中位数」は、分布が下位又は上位に偏っているような場合によく用いられる。

2 特 性 値

「特性値」とは、変量の大きさの小さい順に並べてとった、分位数及び分散係数のことである。分位数を図示すれば、次のとおりである。

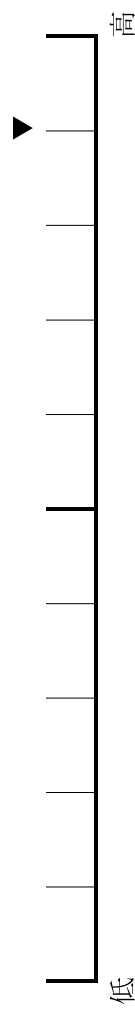
① 第1・十分位数……………10等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

第1・十分位数



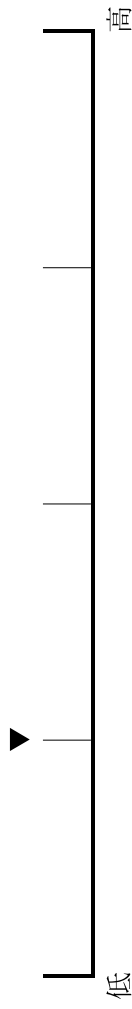
② 第9・十分位数……………10等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

第9・十分位数



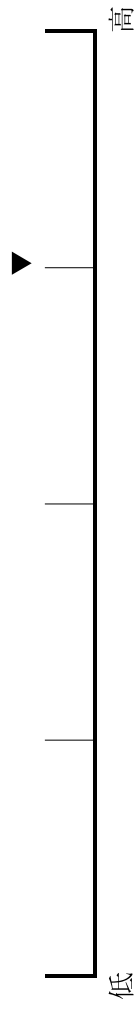
③ 第1・四分位数……………4等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

第1・四分位数



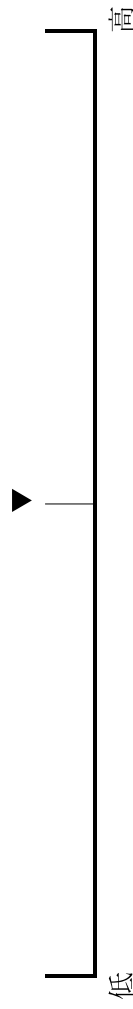
④ 第3・四分位数……………4等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

第3・四分位数



⑤ 中位数……………2等分し、真ん中の節のものの賃金。

中位数



3 分散係数

「分散係数」とは、下記の数式により計算された数をいい、数の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

令和7年度 秋田地方最低賃金審議会日程 (変更案)

	日時	審議会名	場所	主な議題
ケース1 8月19日 答申 9月4日 異議審 10月16日 発効	8月6日(水) (本審終了後)	第2回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第1会議室(5階)	・目安伝達・賃金実態調査結果
	8月8日(金)	第1回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・部会長及び部会長代理の選出、参考人意見聴取、基本的考え方・金額提示、金額審議
	8月8日(金)	第2回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・金額審議
	8月19日(火)	第3回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・金額審議
	(専門部会終了後)	第3回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第1会議室(5階)	・専門部会報告及び改正決定の答申、特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
	8月20日(水)	第1回特定最賃に関する特別小委員会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・4特定最低賃金の改正決定の必要性の有無 参考人意見聴取
	9月4日(木)	第4回秋田地方最低賃金審議会	秋田市役所センタース洋室4(3階)	・異議審、特賃に関する特小委報告、特賃改正諮問
	8月6日(水)	第2回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第1会議室(5階)	・目安伝達・賃金実態調査結果
	(本審終了後)	第1回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・部会長及び部会長代理の選出、参考人意見聴取、基本的考え方・金額提示、金額審議
	8月8日(金)	第2回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・金額審議
ケース2 8月25日 答申 9月10日 異議審 10月22日 発効	8月19日(火)	第3回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・金額審議、結審せず8月25日へ継続審議
	(専門部会終了後)	第3回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第1会議室(5階)	・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
	8月20日(水)	第1回特定最賃に関する特別小委員会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・4特定最低賃金の改正決定の必要性の有無 参考人意見聴取
	8月25日(月)	第4回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・金額審議
	(専門部会終了後)	第4回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第1会議室(5階)	・専門部会報告及び改正決定の答申
	9月4日(木)	第2回特定最賃に関する特別小委員会	秋田市役所センタース洋室4(3階)	・4特定最低賃金の改正決定の必要性の有無
	9月10日(水)	第5回秋田地方最低賃金審議会	外部会場予定	・異議審、特賃に関する特小委報告、特賃改正諮問
	8月6日(水)	第2回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第1会議室(5階)	・目安伝達・賃金実態調査結果
	(本審終了後)	第1回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・部会長及び部会長代理の選出、参考人意見聴取、基本的考え方・金額提示、金額審議
	8月8日(金)	第2回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・金額審議
ケース3 9月2日 答申 9月18日 異議審 10月30日 発効	8月19日(火)	第3回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・金額審議、結審せず8月25日へ継続審議
	(専門部会終了後)	第3回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第1会議室(5階)	・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
	8月20日(水)	第1回特定最賃に関する特別小委員会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・4特定最低賃金の改正決定の必要性の有無 参考人意見聴取
	8月25日(月)	第4回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・金額審議、結審せず9月2日へ継続審議
	(専門部会終了後)	第4回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第1会議室(5階)	・専門部会の審議経過報告
	9月2日(火)	第5回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第2会議室(5階)	・金額審議
	(専門部会終了後)	第5回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第1会議室(5階)	・専門部会報告及び改正決定の答申
	9月4日(木)	第2回特定最賃に関する特別小委員会	秋田市役所センタース洋室4(3階)	・4特定最低賃金の改正決定の必要性の有無
	9月18日(木)	第6回秋田地方最低賃金審議会	外部会場予定	・異議審、特賃に関する特小委報告、特賃改正諮問

秋田県最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）

- 1 秋田県労働組合総連合（議長 高野 智子）・・・・・・・・・・ 1
- 2 秋田県春闘共闘懇談会（代表委員 奥井 明子）・・・・・・・・ 7
- 3 秋田県農業協同組合労働組合（中央執行委員長 朝岡 晃）・・・・ 11
- 4 秋田県医療労働組合連合会（執行委員長 奥井 明子）・・・・ 13
- 5 中通病院労働組合（執行委員長 高村 美幸）・・・・・・・・ 15
- 6 市立横手病院労働組合（執行委員長 櫻谷 麻美）・・・・ 19
- 7 秋田県高等学校教職員組合（執行委員長 小林 正人）・・・・ 21
- 8 日本自治体労働組合連合秋田県本部（中央執行委員長 本間 渉）・・ 23
- 9 秋田県公務公共一般労働組合（執行委員長 本間 渉）・・・・ 27
- 10 秋田県地域一般労働組合（執行委員長 小笠原 猛）・・・・ 31
- 11 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部（執行委員長 佐藤 博之）・ 35
- 12 全日本年金者組合秋田県本部（執行委員長 大坂谷 邦雄）・・・・ 37

2025 年 7 月 28 日

秋田地方最低賃金審議会
会 長 白木 智昭 様

秋田県労働組合総連合

議 長 高野 智子

〒010-0001 秋田市中通 7 丁目 2 - 21 くらしと労働会館 2 階

電話 018-834-1808 F A X 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県労働組合総連合（略称：秋田県労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で 54 円引き上がり、951 円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2020 年代に全国加重平均 1500 円」の目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考え、物価スライドや他県との比較ではなく、生計費原則に基づき、「直ちに 1500 円」に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかななくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりまして、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」（最低賃金法第 1 条）に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2025 年の春闘は大企業を中心に平均 5.25% の賃上げとなり、前年を 0.15% 上回りました。しかし、それでも、実質賃金はマイナスとなっており、物価高に賃上げが追いついていません。加えて、非正規雇用労働者の割合が高い医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃上げは行われておらず、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。労働者の賃金の底上げを実現するため、最低賃金の大幅引き上げが期待されています。

秋田県の地域別最低賃金（時間額 951 円）でひと月 173.8 時間（一ヵ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 165,284 円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 13 万～14 万円程にしかありません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額に



とどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,163 円です。秋田は 951 円ですので、格差は時間額 212 円です。全国単独最下位であることに加え、東京で働く労働者よりも 2 割も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

中央最低賃金審議会は昨年を目安を全国一律 50 円としました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、A～C のランク制の下では、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に大きな変化はありません。ちなみに、秋田県は目安に 4 円の上乗せを行い過去最高の引き上げとなりましたが、それでも全国単独最下位となっています。青森・岩手・山形も全国最低位であり、札幌を持つ北海道、仙台を持つ宮城も人口流出地域となっています。

地域別最低賃金は官民間わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織（東北 6 県はじめ・全国 28 地方組織）で 5 万人の協力で行った、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身者で月額 24 万円、時間額 1,500 円以上（月 150 時間換算）が必要との結果が示されています。この調査は、「食べるのがやっと」といったぎりぎりの生活ではなく、ワンルームの部屋を借り、冷蔵庫・洗濯機・ストーブ・エアコン・掃除機などの電気機器やテーブル・寝具などの最低限の家財を持つ、移動手段として中古の軽乗用車を所有し、一日 3 食を摂り、友人・同僚との会食も月 1～2 度あるといったごく普通の生活をしていくのに必要な金額を算定しています。その結果が、時間額に換算して 1,500 円以上となりました。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で計算。並びには経済活動の形態別。

作成：全労基 最低生計費試算調査PT 2025年7月14日現在

都道府県	都市名	消費支出										最低生計費					調査結果 アップデータ 発表時期 注	サマ ン年 平均 単身 者 数			
		食費	住居費	水 光 熱 料	交 通 ・ 通 信	保 健 ・ 医 療	交 通 費	教 育 費	娯 楽 ・ 文 化	その他	非 交 出 費	非 比 率	予 備 費	調査2024							
														月額 (総額)	月額 (税込)	年額 (税込)			時間額 (150h)	額	
静岡県	静岡市	206,839	48,487	46,000	8,716	5,041	8,600	3,551	45,430	0	21,436	22,899	53,157	20,500	227,439	285,596	3,427,155	1,904	2015年12月	2025年7月	185
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,506	1,208	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20,500	228,197	284,202	3,410,428	1,895	2019年4月	2025年7月	412
東京都	北区	203,757	61,112	60,417	7,940	3,163	7,777	1,080	8,734	0	29,506	23,028	60,977	20,300	224,057	285,034	3,420,407	1,900	2019年9月	2025年6月	411
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	19,900	218,553	275,562	3,366,744	1,897	2015年12月	2025年6月	72
長野県	長野市	204,601	50,556	43,750	8,186	5,183	8,237	1,088	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	2020年7月	2025年12月	743
愛知県	名古屋市	192,727	53,603	50,687	7,883	4,443	9,680	2,266	16,324	0	22,646	25,015	58,979	19,200	211,927	270,908	3,260,874	1,806	2018年2月	2025年1月	217
大阪府	大阪市	195,631	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,829	58,990	19,500	215,031	274,021	3,288,282	1,827	2018年2月	2025年1月	634
岡山県	岡山市	196,114	48,612	41,887	8,289	4,867	7,171	1,136	33,077	0	23,417	24,898	57,535	19,600	215,714	273,249	3,278,958	1,827	2022年1月	2025年1月	285
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,589	58,184	19,600	216,506	274,690	3,296,290	1,831	2020年7月	2025年1月	153
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,836	0	34,425	25,077	59,221	18,800	207,277	288,498	3,167,981	1,777	2018年4月	2024年8月	287
山口県	山口市	184,786	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	38,211	0	27,344	19,659	49,467	18,000	202,786	252,263	3,027,158	1,682	2019年4月	2024年7月	167
長崎県	長崎市	180,760	43,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	18,000	199,760	252,098	3,025,191	1,681	2019年4月	2024年7月	141
鹿児島県	鹿児島市	185,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,381	21,948	54,085	19,500	214,500	268,596	3,224,356	1,791	2019年4月	2024年7月	158
北海道	札幌市	185,798	45,978	39,000	12,505	4,905	6,922	4,701	14,459	0	35,654	21,674	58,009	18,500	204,298	282,307	3,147,694	1,748	2016年4月	2024年6月	201
岐阜県	岐阜市	176,737	44,972	38,000	7,874	3,653	7,748	1,501	34,893	0	20,390	18,301	53,422	17,600	184,337	247,758	2,873,108	1,652	2023年1月	2024年1月	38
静岡県	静岡市	179,522	48,583	33,000	10,406	4,066	6,885	2,504	36,450	0	19,599	20,138	52,112	17,900	197,422	249,534	2,984,408	1,654			
岩手県	盛岡市	186,717	47,242	37,000	11,614	3,832	7,144	2,838	38,057	0	19,988	20,105	52,688	18,600	205,317	258,003	3,096,035	1,720			
宮城県	仙台市	183,703	47,226	35,000	11,068	4,150	7,709	2,682	36,403	0	19,512	20,257	57,988	18,300	202,008	280,008	3,120,072	1,733	2018年3月	2022年11月	270
秋田県	秋田市	182,828	47,235	35,000	10,587	3,841	6,901	2,690	36,114	0	20,286	20,072	52,555	18,200	201,025	253,580	3,042,950	1,691			
山形県	山形市	181,425	46,605	34,000	10,878	4,321	6,131	2,882	38,022	0	19,089	21,806	53,041	18,000	199,525	252,566	3,030,792	1,694			
福島県	福島市	183,513	47,442	36,000	10,903	3,893	6,508	2,817	36,234	0	19,796	20,123	53,531	18,300	201,813	255,344	3,084,128	1,702			
茨城県	水戸市	189,237	45,390	36,453	9,221	3,595	6,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	18,900	208,197	265,572	3,186,881	1,770			
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	23,512	19,547	50,492	17,500	193,440	243,932	2,927,194	1,626			
高知県	高知市	183,688	45,423	33,000	8,710	3,247	6,638	1,506	37,467	0	26,070	21,627	47,711	18,300	201,988	249,698	2,996,388	1,655	2022年6月	2024年6月	84
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	18,700	205,777	258,814	3,105,788	1,725	2021年6月	2024年6月	109
沖縄県	那覇市	179,459	41,266	36,458	8,784	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	2020年7月	2024年7月	84
佐賀県	佐賀市	178,127	39,025	34,500	8,150	3,561	5,635	1,184	41,856	0	25,984	18,252	48,045	17,800	195,927	241,972	2,903,584	1,613	2019年12月	2024年12月	111
広島県	広島市	152,021	35,788	37,000	8,998	3,677	7,170	6,372	12,461	0	28,856	13,736	43,838	15,132	167,163	210,981	2,531,892	1,497	2019年1月	2019年1月	70

※アップデイトとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再計算した結果

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

昨年、徳島県では目安に 34 円プラスする 84 円の引き上げが行われました。徳島では、県独自の支援策もあって企業倒産が急増するという事はなく、有効求人倍率も高くなり企業の採用手控えは起きていません。実質賃金が 2024 年 8 月から連続して前年比プラスになっていることが報告されており、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感からパート勤務の新規求職申込も前年比でプラス傾向となっています。最賃の大幅引き上げが、地域経済にプラスの効果をもたらしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けました。燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態に長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。

今必要なのは、中小企業・小規模事業者の経営を支え、賃金引き上げの環境を整え強化することです。政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施することが求められます。最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

私たちは、本年 7 月 19 日に秋田駅前街頭宣伝行動を行い、約 90 分間最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には 50 人が参加され、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「951 円 0 人、1000 円 23 人、1300 円 13 人、1500 円 14 人」の結果でした。半数が 1000 円、半数が 1300 円以上で、1500 円が 3 割という結果でした。学生でアルバイトをしている方々は、「せめて 1000 円は超えて欲しい」と言ってシールを貼り、家計の柱になっている年配の方々が 1300 円・1500 円とこたえるのが印象的でした。物価高で生活が苦しく「今の賃金は低すぎる、賃上げを」の切実な声が寄せられました。

「秋田市内の大学に進学した。入学金・授業料は親の援助と奨学金を借りて納入している。しかし、生活費については親に頼るわけにはいかず、アルバイトで稼いでいる。アルバイトの賃金は最賃ぎりぎり低いので、ダブルワークをしなくてはならない。余裕は全くない。卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働く必要があり、現状では秋田に残る選択肢はない」これは最賃に関する懇談会で、地元の大学生（3 年生・男性）から寄せられた言葉です。賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問題となっていますが、

それを裏付けるように切実な声が寄せられました。最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。

秋田県労連は秋田県内の 25 市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額 1500 円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を今年 2 月に行いました。その結果 25 市町村中 17 の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望」を提出されていますが、その中で、「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直し」について要望されました。その内容は、「雇用における地域間格差の是正を図るため、全国一律の最低賃金の実現に向けた抜本的な制度改正に着手すること。また、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を行うこと」と述べ、中小企業支援の更なる強化と合わせ、最賃の引き上げ制度の改善を強く要望されました。

議会陳情結果一覧

○ 採択 × 不採択 □ 継続審査

議会名	最賃
大館市	□
鹿角市	○
小坂町	○
北秋田市	趣旨採択
上小阿仁村	○
能代市	×
三種町	○
藤里町	○
八峰町	×
秋田市	×
男鹿市	○
五城目町	○
八郎潟町	×

議会名	最賃
潟上市	○
井川町	○
大潟村	×
由利本荘市	趣旨採択
にかほ市	○
大仙市	趣旨採択
美郷町	趣旨採択
仙北市	○
横手市	議員配布
湯沢市	□
羽後町	○
東成瀬村	○

秋田弁護士会は本年 6 月、「労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の

地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を公表されました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な金額の引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただくとともに、政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めることも併せて答申してくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を物価スライドや他県との比較ではなく、独立して生計を営める賃金水準に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 時間額 1500 円に早期に到達することと、全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上

2025 年 7 月 29 日

秋田地方最低賃金審議会
会 長 白木 智昭 様

秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 奥井 明子

〒010-0001 秋田市中通 7 丁目 2 - 21 くらしと労働会館 2 階

電話 018-834-1808 F A X 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県労働組合総連合（略称：秋田県労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で 54 円引き上がり、951 円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2020 年代に全国加重平均 1500 円」の目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考え、物価スライドや他県との比較ではなく、生計費原則に基づき、「直ちに 1500 円」に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかななくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりまして、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」（最低賃金法第 1 条）に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2025 年の春闘は大企業を中心に平均 5.25% の賃上げとなり、前年を 0.15% 上回りました。しかし、それでも、実質賃金はマイナスとなっており、物価高に賃上げが追いついていません。加えて、非正規雇用労働者の割合が高い医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃上げは行われておらず、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。労働者の賃金の底上げを実現するため、最低賃金の大幅引き上げが期待されています。

秋田県の地域別最低賃金（時間額 951 円）でひと月 173.8 時間（一ヵ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 165,284 円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 13 万～14 万円程にしかありません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額に



とどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,163 円です。秋田は 951 円ですので、格差は時間額 212 円です。全国単独最下位であることに加え、東京で働く労働者よりも 2 割も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

中央最低賃金審議会は昨年の目安を全国一律 50 円としました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、A～C のランク制の下では、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に大きな変化はありません。ちなみに、秋田県は目安に 4 円の上乗せを行い過去最高の引き上げとなりましたが、それでも全国単独最下位となっています。青森・岩手・山形も全国最低位であり、札幌を持つ北海道、仙台を持つ宮城も人口流出地域となっています。

地域別最低賃金は官民間わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織（東北 6 県はじめ・全国 28 地方組織）で 5 万人の協力で行った、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身者で月額 24 万円、時間額 1,500 円以上（月 150 時間換算）が必要との結果が示されています。この調査は、「食べるのがやっと」といったぎりぎりの生活ではなく、ワンルームの部屋を借り、冷蔵庫・洗濯機・ストーブ・エアコン・掃除機などの電気機器やテーブル・寝具などの最低限の家財を持つ、移動手段として中古の軽乗用車を所有し、一日 3 食を摂り、友人・同僚との会食も月 1～2 度あるといったごく普通の生活をしていくのに必要な金額を算定しています。その結果が、時間額に換算して 1,500 円以上となりました。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

昨年、徳島県では目安に 34 円プラスする 84 円の引き上げが行われました。徳島では、県独自の支援策もあって企業倒産が急増するという事はなく、有効求人倍率も高くなり企業の採用手控えは起きていません。実質賃金が 2024 年 8 月から連続して前年比プラスになっていることが報

告されており、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感からパート勤務の新規求職申込も前年比でプラス傾向となっています。最賃の大幅引き上げが、地域経済にプラスの効果をもたらしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けました。燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態に長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。

今必要なのは、中小企業・小規模事業者の経営を支え、賃金引き上げの環境を整え強化することです。政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施することが求められます。最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

私たちは、本年 7 月 19 日に秋田駅前街頭宣伝行動を行い、約 90 分間最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には 50 人が参加され、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「951 円 0 人、1000 円 23 人、1300 円 13 人、1500 円 14 人」の結果でした。半数が 1000 円、半数が 1300 円以上で、1500 円が 3 割という結果でした。学生でアルバイトをしている方々は、「せめて 1000 円は超えて欲しい」と言ってシールを貼り、家計の住になっている年配の方々が 1300 円・1500 円とこたえるのが印象的でした。物価高で生活が苦しく「今の賃金は低すぎる、賃上げを」の切実な声が寄せられました。

「秋田市内の大学に進学した。入学金・授業料は親の援助と奨学金を借りて納入している。しかし、生活費については親に頼るわけにはいかず、アルバイトで稼いでいる。アルバイトの賃金は最賃ぎりぎり低いので、ダブルワークをしなくてはならない。余裕は全くない。卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働く必要があり、現状では秋田に残る選択肢はない」これは最賃に関する懇談会で、地元の大学生（3 年生・男性）から寄せられた言葉です。賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問題となっていますが、それを裏付けるように切実な声が寄せられました。最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。

秋田県労連は秋田県内の 25 市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額 1500 円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を今年 2 月に行いました。その結果 25 市町村中 17 の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望」を提出されていますが、その

中で、「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直し」について要望されました。その内容は、「雇用における地域間格差の是正を図るため、全国一律の最低賃金の実現に向けた抜本的な制度改正に着手すること。また、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を行うこと」と述べ、中小企業支援の更なる強化と合わせ、最賃の引き上げ制度の改善を強く要望されました。

秋田弁護士会は本年6月、「労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表されました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な金額の引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただくとともに、政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めることも併せて答申してくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を物価スライドや他県との比較ではなく、独立して生計を営める賃金水準に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 時間額 1500 円に早期に到達することと、全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上

秋田県最低賃金に関する意見書

2025年7月15日

提出先：秋田地方最低賃金審議会 御中

提出者：秋田県農業協同組合労働組合

中央執行委員長 朝岡 晃

1. はじめに

私たち秋田県農業協同組合労働組合は、県内のJAで働く労働者の生活と権利を守る立場から、秋田県最低賃金の抜本的な引き上げを強く要望いたします。

私たちは日々、地域農業の維持・発展と地域社会の暮らしを支える役割を担っています。しかし、現在の最低賃金では、物価上昇や生活費の高騰に対応できず、地域に暮らす労働者とその家族の生活はますます困難になっています。最低賃金の引き上げは、単に労働者の待遇改善にとどまらず、地域経済の持続性を確保するためにも不可欠な措置です。

2. 秋田県の現状と最低賃金課題

(1) 生活実態に見合わない賃金水準

秋田県の最低賃金は、長年にわたり全国平均を下回る状況が続いています。昨年は全国でもっとも低い数字になっており、実質賃金は年々低下しています。食料品や光熱費、ガソリン価格といった生活必需品の価格も上昇している今、過去最大の上げ幅だった昨年の最低賃金でも上昇幅は追いついておらず、最低賃金の引き上げは急務です。

(2) 若年層の流出と地域経済の疲弊

最低賃金の低さは、若者が県外へ流出する要因の一つとなっており、秋田の地域社会や農業の担い手不足にも直結しています。この傾向は農協の職場でも顕著であり、将来的な地域農業の担い手支援、確保に深刻な影響を及ぼしています。

(3) 農協の職場における現実

JAでは、地域に密着したサービスを提供するために、早朝・夜間・休日にも柔軟に対応する業務が多く存在します。しかし、賃金は全国水準に比べて極めて低く、責任ある業務に対して十分な報酬が支払われているとは言えません。特に若手職員やパート・臨時等の非正規職員の生活は最低賃金に強く左右されており、引き上げが喫緊の課題です。



3. 私たちの要望

(1) 秋田県最低賃金の大幅な引き上げを求めます

秋田県における最低賃金を、早急に時給 1,500 円へ向け、引き上げることを求めます。これは、最低限度の健康で文化的な生活を保障するために不可欠であり、地元に働く場と暮らす場を両立させる第一歩です。

(2) 最低賃金の全国一律制度の導入を求めます。

都市部と地方の広がり続ける格差を是正し、地方で暮らすことが不利益にならない制度をつくるために、全国一律最低賃金制度の導入を国に働きかけることを強く要望します。

(3) 中小企業・農協等への支援策の充実を併せて実施してください

最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加が中小事業所や農協経営に過度な負担とならないよう、国・県による財政的支援、助成制度の拡充を強く求めます。

4. 結びに

最低賃金は、労働者の暮らしの「土台」であり、人としての尊厳に関わる問題です。秋田県に暮らし、地域に貢献しようとするすべての働く人が、安心して生活できる賃金水準を保障することは、未来の秋田県を支える礎となります。地域農業を支える JA で働く労働者の声として、本意見書を提出いたします。

審議会におかれましては、地域の実情と労働者の切実な願いを真摯に受け止め、思い切った最低賃金の引き上げを実現されることを強く求めます。

以上

2025 年 7 月 29 日

秋田地方最低賃金審議会
会 長 白木 智昭 様

秋田県医療労働
執行委員長

〒010-0001 秋田市中通 6 丁
TEL:018-835-6353 FAX:0

秋田地方最低賃金改正の審議に当たっての意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の 2024 年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は約 58,000 円も低い実態にあり、さらに、全産業平均に比べて月額で 20,000 円低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ感染症の分類が引き下げになったいまもなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、コロナが終息しないなかでも関連する補助金などは廃止され、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えるなど、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

この間、賃上げに資するベア評価料などの報酬改定がありましたが、すべてのケア労働者が対象とならない差別的な内容であることや、病院と診療所で格差をつける配分となっていることなど、チーム医療の現場では使いづらい不十分な内容です。全産業的に 5～10% の賃上げが実施されるなか、医労連の回答状況は 3% の賃上げにも満たなく、さらに格差が広がる状況となっています。

このような状況が長引くことで、日本医労連の「看護職員実態調査」では、働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護現場では、「慢性疲労」8 割、「仕事を辞めたい」8 割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続く悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。この状態が続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、国民の要



求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが早急に求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

つきましては、2025年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、賃金水準の引き上げ及び地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。
同時に、物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい医療・福祉産業はじめとする各産業への特別の支援を継続すること。

以 上

2025 年 7 月 29 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼木 智昭 様

中通病院労働組合

執行委員長 高村 美穂 様

〒010-0001 秋田市中通 6 丁目 1 番 56-5

電話 018-833-7900

FAX 018-832-0200

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、中通病院労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額が 951 円となりました。貴審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。憲法 25 条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金の実現めざし、今年も精力的な審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

昨年の秋田の答申額 951 円は、一昨年の 897 円から 54 円引き上げられました。秋田は 22 年連続の引き上げで、引き上げ幅は過去最大となりました。しかし、残念ながら全国単独最下位となりました。昨年答申された全国の状況を見れば、人口を加味した全国加重平均で 51 円引上げ、1,004 円から 1,055 円になりました。賃金の地域間格差を縮小する機運の高まりを受けて全国で 50 円以上引き上げましたが、全国答申額の結果をみれば最高額は変わらず東京の 1,163 円です。徳島県では、引上げの目安額 50 円を 34 円上回る 84 円の引上げが決定され、1 時間当たり 980 円となりました。秋田県は昨年より引上がりしましたが、東京都と比べれば未だに 212 円もの差があります。これでは、秋田から若者の人材流出を止める事はできず、秋田県が最重要課題として取り組んでいる、少子化、人口減少問題等を解決していく上でも大きな障害となり、秋田の状況はますます悪化するばかりと思います。

いま、世界情勢が不安定な状況で燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、日本経済の回復をすすめるためには、GDP の約 5 割以上を占める国民の消費購買力を高め、地域経済の好循環を生み出していくためには最低賃金の引き上げが必要です

現在の最賃 951 円を秋田県毎月勤労統計 2025 年 4 月総実労働時間 147.2 時間、年間 1766 時間で単純計算をすると、月額 139,956 円、年額 1,679,466 円となります。はたして本当にこの金額で生活ができるでしょうか。「秋田で働き、結婚して子育てをして、生活し続ける」ということには到底及ばない金額です。現在の地域間格差のままでは、秋田の若者が展望を持って地元で働くことができません。2024 年人口動態統計から、秋田県は残念ながら婚姻率・出生率が全国最下位という、若者に展望・未来のない状況が続いています。賃金が低いことで婚姻や出生に展望がもてない社会になっています。



日本の最低賃金は非常に低く、フルタイムで働いても必要生計費に遠く及びません。また、医療・福祉の所定内賃金（厚労省「賃金構造基本統計調査」）と地域別最低賃金は明確に相関しており、地域別最低賃金の格差が反映しています。2年前からA～Cの三つにランクを削減、秋田県はCランクとなりました。「全国一律最低賃金制」で、格差の是正・賃金底上げをはかることは、医療・介護労働者全体の賃金改善につながります。また、社会保障負担の軽減を求める運動とともに最低賃金の引き上げは生活保護基準とも連動することから、全国一律の最低賃金は、ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなり、「格差と貧困」の解消に結び付けるにも重要です。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって格差が存在することには納得できません。

令和6年度の全国平均が1,055円と、初めて千円台に到達しました。石破内閣は、「2020年代に最低賃金を全国平均で1,500円まで引き上げる。」とする目標を達成するため、官民での取り組みを5年間で集中的に実施する考えを示しています。また、今年度の最低賃金の引き上げに向けて、国の審議会が示す目安を超える額の引き上げを行う都道府県に対し、特別措置として、国の補助金などで重点的に支援する方針を明らかにしています。労働者の生活安定を図ることを考えれば、早急に生計費原則に基づき、1,500円に引き上げることが必要です。しかし、大幅に引上げるためには、政府として中小企業支援が求められます。高齢化等により医療や介護の需要は増加しているものの、それらの業界は、人材確保のために必要な賃上げの状況が他の産業に追いついていません。特例的な対応として、令和6年度の診療報酬や介護報酬の改定で医療・介護従事者の賃上げの対応が6月から行われていますが、物価高騰に追いつくような十分な賃上げとは言えない状況です。最低賃金は全労働者に関わるものです。よって大幅に引上げを実現するためには、政府の中小企業に対する大きな支援が必要となります。審議会としても国に対しての要望を強くお願いします。

また、昨年の秋田県の最低賃金が951円と引き上がった事により、当病院の臨時職員の時給も引き上がりましたが、残念ながら最賃に張り付いている実態です。正規職員と非正規職員とでは大きな格差があります。労使交渉で毎年一定の改善はされているものの、やはり基本となる最低賃金が大幅に引き上がらなければ格差は解消できません。

新型コロナウイルス感染が5類へ移行となってから2年が経過しました。医療・介護の現場では、経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達しています。もともと基礎体力が弱い日本の医療・介護経営の実態に、物価高騰による収益の大幅な減少が押し寄せ、全国の数多くの医療機関が経営破綻の危機に立たされています。医療従事者の離職率の上昇も、病院経営に悪影響を与えます。激務や低賃金、労働環境の悪化など、様々な要因が離職を招き、人材不足に拍車をかけていますので、早急な国の思い切った支援が必要です。そのためにも今回の最低賃金の改定は大幅な引き上げを実現し、独立して生計を営める賃金水準に引き上げていただきたいと思います。

2025年の地域別最低賃金改定にあたり、秋田の若者が地元で働き、結婚して生活し続ける事ができ、そして将来展望につなげていく事ができるよう、十分にご審議をお願いします。また、秋田地方最低賃金審議会として最大限独自性を発揮して頂き、地域間格差を縮小していくためにご審議頂くよう重ねてお願い申

上げます。

つきましては、2025年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上

2025年7月24日

市立横手病院労働組合
執行委員長 櫻谷麻美

〒013-0016 秋田県横手市根岸

TEL: 0182-33

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

貴審議会が本年度の本県における最低賃金改正の審議を進めるにあたり、当労働組合としての意見を以下の通り述べさせていただきます。

最低賃金の地域間格差は、依然として看過できない重大な問題です。全国で最も高い東京都の時間額は1163円である一方、秋田県は全国最低の951円に留まり、その差は実に212円にも達します。これは、都内で働く場合と比較しておよそ2割も低い賃金水準です。

また全国労働組合総連合が静岡県立大学短期大学の中澤秀一准教授とともに全国で調査を続けるマイバスケット方式による「最低生計費試算調査」により、秋田県と東京都において若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費はほぼ同額であることが明らかとなっています。

このことから最低賃金の格差は秋田県内労働者の労働意欲を著しく削ぐだけでなく、生活水準そのものに大きな格差を生じさせています。歴史的な物価高騰が続くなか、この格差は県民の生活を一層圧迫するものです。

秋田県が策定した「新・秋田元気創造プラン(2022~2025)」や、政府への各種要望書でも強調されているとおり、深刻な人口減少とそれに伴う労働力不足は、もはや本県の存立に関わる喫緊の課題です。

この状況下で、大幅な賃金格差は若年層を中心とした労働力の本県からの流出を加速させる大きな要因となっています。この人材流出は、地域経済の縮小や産業の衰退に直結するのみならず、県民の命と健康を守る医療・福祉サービスの基盤をも揺るがしています。事実、昨年度に引き続き、県内の看護関係養成施設において入学者数が定員に達しない施設が複数発生しており、将来の地域医療を担うべき人材の確保・育成に深刻な影を落としています。これは看護分野に限ったことではなく、介護や福祉の現場においても同様の危機が進行しています。

このような状況を打開するためには、最低賃金を全国一律制度へと是正し、誰もがどこに住んでいても人間らしい生活を送れる水準へと抜本的に引き上げることが不可欠です。これは、単なる賃金問題ではなく、地域経済と住民の生活基盤そのものを守るための、最も効果的で必要な政策であると確信します。

中央最低賃金審議会は、昨年目安ランクの再編を行いました。結果として賃金の高い地域と低い地域の格差構造を打開するには至っておらず、現在の賃上げおよび地域間格差の縮小の基調が今後も継続的に続いたとしても格差解消には四半世紀以上要します。

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の結果から、都道府県別の現金給与額と地域別最低賃金には強い相関があることを読み取ることができます。この格差は生涯所得や年金額にも大きく影響します。最低賃金の地域格差は、そのまま地域間の所得格差へと繋がり、将来の年金受給額にも直接的な影響を及ぼします。さらに言えば全国一律の診療報酬制度の下で医療サービスが提供されているにもかかわらず、所得の地域差が受診抑制を生み、生涯にわたる健康格差をもたらすことは断じてあってはなりません。

もちろん、最低賃金の大幅な引き上げが、その近傍で労働者を雇用する中小企業・小規模事業者にとって大きな経営負担となることは十分に理解しております。しかし、その負担を理由に労働者



の生活水準を低いままに据え置くことは、地域経済の負のスパイラルを加速させるだけです。重要なのは、国が責任をもって、社会保険料負担の大胆な軽減、円安やエネルギー・原材料価格高騰に対する十分な価格転嫁を促す実効性のある対策、そして持続可能な経営を支えるための金融支援の抜本的強化など、事業者が安心して賃上げできる環境を強力に整備することです。

つきましては、本年の最低賃金改定に向け、貴審議会より、労働者の生活と本県の未来を守るため、積極的な引き上げと地域間格差の是正を国に強く求める答申を出してくださることを、ここに切に要望いたします。

記

1. 物価高へ対応し地域間格差を大幅に縮小するよう最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 審議会の意見として「全国一律最賃制度を目指すこと」を表明すること。
3. 審議会の意見として、最低賃金引き上げへの理解を使用者側から得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を表明すること。

以 上

秋田地方最低賃金審議会
会長 白木 智昭 様

秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 小林 正人 様
〒010-0951 秋田市山王 4 丁目 4-14 秋田県教育会
TEL : 018-824-1667 FAX : 018-86
E-mail : akita-ko@jasmine.oc

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

2024 年、2025 年の春闘では、大企業を中心に賃金引上げの動きが大きく波及しました。しかし、日本を支える多くの中小企業では賃金の引上げが不十分であり、労働者の苦しい状況は続いています。国民、県民の生活に直結するあらゆるものの価格は上昇し、実質賃金は前年度比マイナスが日常になっています。株価が上がり、景気が上向いているといわれても、実際に働く労働者にその実感はありません。労働者が実感できる賃金引上げを実現することが重要です。

学校現場で働く教職員にも、いわゆる非正規雇用の職員が多数勤務しています。臨時講師、非常勤講師だけでなく、学校司書、非常勤技師、支援員等、多岐にわたる職種です。こうした職種は次年度の雇用が安定的でなく、賃金も低いことから、その生活は決して安心感をもてるものではありません。民間企業の最低賃金は公務職場で働く職員にも大きく影響します。すべての働くものの賃金引上げが求められます。

新型コロナ禍から、高校生が県内就職を希望する割合が高くなりました。新型コロナが 5 類移行後も比較的高い水準を維持しています。しかし高卒初任給は「労働者として単身で十分な生活を営める水準」とは決して言えず、これの改善が強く求められています。もちろん、求人票を見るポイントは賃金だけではありませんが、重要な判断材料のひとつであることは事実です。また、大学進学をした学生が秋田県で就職または他県から転入する例は、他の地方都市と同様に少なくなっています。こうした実態を考慮し、最低賃金を上げる素地を作らなければなりません。県内で就職をするかどうか、それを判断するの生徒・学生です。秋田県は官民あげて、賃金水準の向上に力を入れているということを示すことが必要ではないでしょうか。

誰もが「健康的で文化的な生活を営む」ことができる社会を目指し、2025 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. すべての労働者が不安なく生活できる賃金を得られる水準まで、最低賃金を引上げること
2. すべての事業所が、引上げられた最低賃金を支払えるよう充実した支援策をさらに拡充することについて、審議会として政府と県に対して要望すること
3. 地域間による格差が解消するよう最低賃金を引上げるとともに、最低賃金決定のプロセスが労働者の生活実態により即したものとなるよう、制度の見直しを提言すること

以上



2025 年 7 月 29 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 白木 智昭 様

日本自治体労働組合連合秋田県本部

中央執行委員長 本間 渉

〒013-0022 秋田県横手市四日町4-30

電話 0182-33-3895 FAX0182-33-6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、日本自治体労働組合連合秋田県本部としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で 54 円引き上がり、951 円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2020 年代に全国加重平均 1500 円」の目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考えれば、生計費原則に基づき、直ちに 1500 円に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかなければならないと考えます。

今年度の審議にあたりまして、最低賃金はどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」(最低賃金法第 1 条)に資する水準に引き上がるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2025 年の春闘は大企業を中心に平均 5.25%の賃上げとなり、前年を 0.15%上回りました。しかし、それでも、実質賃金はマイナスとなっており、物価高に賃上げが追いついていません。加えて、非正規雇用労働者の割合が高い医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃上げは行われておらず、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。労働者の賃金の底上げを実現するため、最低賃金の大幅引き上げが期待されています。

秋田県の地域別最低賃金(時間額 951 円)でひと月 173.8 時間(一カ月の平均法定労働時間)働いたとすれば 165,284 円(端数四捨五入)です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 13 万～14 万円程にしかありません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び



最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。

自治体職場は会計年度任用職員をはじめとする非正規職員なしには成り立たず、すべての職員が一体となって自治体業務を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき専門的、本格業務にも会計年度任用職員が配置され、その多くが最低賃金近傍で働いています。令和6年12月27日付で発出された総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」では、最低賃金も考慮して適切な給与を決定することとされております。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,163円です。秋田は951円ですので、格差は時間額212円です。全国単独最下位であることに加え、東京で働く労働者よりも2割も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

中央最低賃金審議会は昨年を目安を全国一律50円としました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、A～Cのランク制の下では、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に大きな変化はありません。ちなみに、秋田県は目安に4円の上乗せを行い過去最高の引き上げとなりましたが、それでも全国単独最下位となっています。青森・岩手・山形も全国最低位であり、札幌を持つ北海道、仙台を持つ宮城も人口流出地域となっています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織(東北6県はじめ・全国28地方組織)で5万人の協力で取り組んできた、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身者で月額24万円、時間額1,500円以上(月150時間換算)が必要との結果が示されています。この調査は、「食べるのがやっと」といったぎりぎりの生活ではなく、ワンルームの部屋を借り、冷蔵庫・洗濯機・ストーブ・エアコン・掃除機などの電気機器やテーブル・寝具などの最低限の家財を持つ、移動手段として中古の軽乗用車を所有し、一日3食を摂り、友人・同僚との会食も月1～2度あるといったごく普通の生活をしていくのに必要な金額を算定しています。その結果が、時間額に換算して1,500円以上となりました。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

昨年、徳島県では目安に 34 円プラスする 84 円の引き上げが行われました。徳島では、県独自の支援策もあって企業倒産が急増するという事はなく、有効求人倍率も高くなり企業の採用手控えは起きていません。実質賃金が 2024 年 8 月から連続して前年比プラスになっていることが報告されており、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感からパート勤務の新規求職申込も前年比でプラス傾向となっています。最賃の大幅引き上げが、地域経済にプラスの効果をもたらしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けました。燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。

今必要なのは、中小企業・小規模事業者の経営を支え、賃金引き上げの環境を整え強化することです。政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施することが求められます。最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労働組合総連合は秋田県内の 25 市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時額 1500 円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を今年 2 月に行いました。その結果 25 市町村中 17 の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望」を提出されていますが、その中で、「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直し」について要望されました。その内容は、「雇用における地域間格差の是正を図るため、全国一律の最低賃金の実現に向けた抜本的な制度改革に着手すること。また、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を行うこと」と述べ、中小企業支援の更なる強化と合わせ、最賃の引き上げ制度の改善を強く要望されました。

秋田弁護士会は本年 6 月、「労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を求める会長声明」を発表されました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃

金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上

2025 年 7 月 29 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 白木 智昭 様

秋田県公務公共一般労働組合

執行委員長 本間 渉

〒013-0022 秋田県横手市四日町4-30

電話 0182-33-6906 FAX0182-33-6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県公務公共一般労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で 54 円引き上がり、951 円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2020 年代に全国加重平均 1500 円」の目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考えれば、生計費原則に基づき、直ちに 1500 円に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかなければならないと考えます。

今年度の審議にあたりまして、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」(最低賃金法第 1 条)に資する水準に引き上がるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2025 年の春闘は大企業を中心に平均 5.25% の賃上げとなり、前年を 0.15% 上回りました。しかし、それでも、実質賃金はマイナスとなっており、物価高に賃上げが追い付いていません。加えて、非正規雇用労働者の割合が高い医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃上げは行われておらず、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。労働者の賃金の底上げを実現するため、最低賃金の大幅引き上げが期待されています。

秋田県の地域別最低賃金(時間額 951 円)でひと月 173.8 時間(一カ月の平均法定労働時間)働いたとすれば 165,284 円(端数四捨五入)です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 13 万~14 万円程にしかありません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。



雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。

自治体職場は会計年度任用職員をはじめとする非正規職員なしには成り立たず、すべての職員が一体となって自治体業務を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき専門的、本格業務にも会計年度任用職員が配置され、その多くが最低賃金近傍で働いています。令和6年12月27日付で発出された総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」では、最低賃金も考慮して適切な給与を決定することとされております。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,163円です。秋田は951円です。格差は時間額212円です。全国単独最下位であることに加え、東京で働く労働者よりも2割も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

中央最低賃金審議会は昨年を目安を全国一律50円としました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、A～Cのランク制の下では、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に大きな変化はありません。ちなみに、秋田県は目安に4円の上乗せを行い過去最高の引き上げとなりましたが、それでも全国単独最下位となっています。青森・岩手・山形も全国最低位であり、札幌を持つ北海道、仙台を持つ宮城も人口流出地域となっています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織(東北6県はじめ・全国28地方組織)で5万人の協力で取り組んできた、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身者で月額24万円、時間額1,500円以上(月150時間換算)が必要との結果が示されています。この調査は、「食べるのがやっと」といったぎりぎりの生活ではなく、ワンルームの部屋を借り、冷蔵庫・洗濯機・ストーブ・エアコン・掃除機などの電気機器やテーブル・寝具などの最低限の家財を持つ、移動手段として中古の軽乗用車を所有し、一日3食を摂り、友人・同僚との会食も月1～2度あるといったごく普通の生活をしていくのに必要な金額を算定しています。その結果が、時間額に換算して1,500円以上となりました。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

昨年、徳島県では目安に 34 円プラスする 84 円の引き上げが行われました。徳島では、県独自の支援策もあって企業倒産が急増するという事はなく、有効求人倍率も高くなり企業の採用手控えは起きていません。実質賃金が 2024 年 8 月から連続して前年比プラスになっていることが報告されており、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感からパート勤務の新規求職申込も前年比でプラス傾向となっています。最賃の大幅引き上げが、地域経済にプラスの効果をもたらしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けました。燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。

今必要なのは、中小企業・小規模事業者の経営を支え、賃金引き上げの環境を整え強化することです。政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施することが求められます。最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労働組合総連合は秋田県内の 25 市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額 1500 円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を今年 2 月に行いました。その結果 25 市町村中 17 の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望」を提出されていますが、その中で、「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直し」について要望されました。その内容は、「雇用における地域間格差の是正を図るため、全国一律の最低賃金の実現に向けた抜本的な制度改革に着手すること。また、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を行うこと」と述べ、中小企業支援の更なる強化と合わせ、最賃の引き上げ制度の改善を強く要望されました。

秋田弁護士会は本年 6 月、「労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を求める会長声明」を発表されました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは

社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上

2025 年 7 月 29 日

秋田地方最低賃金審議会
会 長 臼木 智昭 様

秋田県地域一般労働組合
執行委員長 小笠原 猛
〒010-0001 秋田市中通 7 丁目 2 - 21 くらしと労働会館 2 階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県労働組合総連合（略称：秋田県労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で 54 円引き上がり、951 円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2020 年代に全国加重平均 1500 円」の目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考え、物価スライドや他県との比較ではなく、生計費原則に基づき、「直ちに 1500 円」に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかななくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりまして、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」（最低賃金法第 1 条）に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2025 年の春闘は大企業を中心に平均 5.25%の賃上げとなり、前年を 0.15%上回りました。しかし、それでも、実質賃金はマイナスとなっており、物価高に賃上げが追い付いていません。加えて、非正規雇用労働者の割合が高い医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃上げは行われておらず、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。労働者の賃金の底上げを実現するため、最低賃金の大幅引き上げが期待されています。

秋田県の地域別最低賃金（時間額 951 円）でひと月 173.8 時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 165,284 円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 13 万～14 万円程にしかありません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額に



とどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もともと金額の高い東京は時間額 1,163 円です。秋田は 951 円ですので、格差は時間額 212 円です。全国単独最下位であることに加え、東京で働く労働者よりも 2 割も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

中央最低賃金審議会は昨年の目安を全国一律 50 円としました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、A～C のランク制の下では、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に大きな変化はありません。ちなみに、秋田県は目安に 4 円の上乗せを行い過去最高の引き上げとなりましたが、それでも全国単独最下位となっています。青森・岩手・山形も全国最低位であり、札幌を持つ北海道、仙台を持つ宮城も人口流出地域となっています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織（東北 6 県はじめ・全国 28 地方組織）で 5 万人の協力で行った、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身者で月額 24 万円、時間額 1,500 円以上（月 150 時間換算）が必要との結果が示されています。この調査は、「食べるのがやっと」といったぎりぎりの生活ではなく、ワンルームの部屋を借り、冷蔵庫・洗濯機・ストーブ・エアコン・掃除機などの電気機器やテーブル・寝具などの最低限の家財を持つ、移動手段として中古の軽乗用車を所有し、一日 3 食を摂り、友人・同僚との会食も月 1～2 度あるといったごく普通の生活をしていくのに必要な金額を算定しています。その結果が、時間額に換算して 1,500 円以上となりました。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

昨年、徳島県では目安に 34 円プラスする 84 円の引き上げが行われました。徳島では、県独自の支援策もあって企業倒産が急増するという事はなく、有効求人倍率も高くなり企業の採用手控えは起きていません。実質賃金が 2024 年 8 月から連続して前年比プラスになっていることが報

告されており、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感からパート勤務の新規求職申込も前年比でプラス傾向となっています。最賃の大幅引き上げが、地域経済にプラスの効果をもたらしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けました。燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態に長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。

今必要なのは、中小企業・小規模事業者の経営を支え、賃金引き上げの環境を整え強化することです。政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施することが求められます。最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

私たちは、本年 7 月 19 日に秋田駅前で行った街頭宣伝行動を行い、約 90 分間最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には 50 人が参加され、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「951 円 0 人、1000 円 23 人、1300 円 13 人、1500 円 14 人」の結果でした。半数が 1000 円、半数が 1300 円以上で、1500 円が 3 割という結果でした。学生でアルバイトをしている方々は、「せめて 1000 円は超えて欲しい」と言っておシールを貼り、家計の柱になっている年配の方々が 1300 円・1500 円とこたえるのが印象的でした。物価高で生活が苦しく「今の賃金は低すぎる、賃上げを」の切実な声が寄せられました。

「秋田市内の大学に進学した。入学金・授業料は親の援助と奨学金を借りて納入している。しかし、生活費については親に頼るわけにはいかず、アルバイトで稼いでいる。アルバイトの賃金は最賃ぎりぎりなので、ダブルワークをしなくてはならない。余裕は全くない。卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働く必要があり、現状では秋田に残る選択肢はない」これは最賃に関する懇談会で、地元の大学生（3 年生・男性）から寄せられた言葉です。賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問題となっていますが、それを裏付けるように切実な声が寄せられました。最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。

秋田県労連は秋田県内の 25 市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額 1500 円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を今年 2 月に行いました。その結果 25 市町村中 17 の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望」を提出されていますが、その

中で、「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直し」について要望されました。その内容は、「雇用における地域間格差の是正を図るため、全国一律の最低賃金の実現に向けた抜本的な制度改正に着手すること。また、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を行うこと」と述べ、中小企業支援の更なる強化と合わせ、最賃の引き上げ制度の改善を強く要望されました。

秋田弁護士会は本年6月、「労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表されました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な金額の引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただくとともに、政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めることも併せて答申してくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を物価スライドや他県との比較ではなく、独立して生計を営める賃金水準に対応する金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 時間額 1500 円に早期に到達することと、全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上

2025年7月29日

秋田地方最低賃金審議会
会長 白木 智昭 様

〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29
TEL018-823-7748 Fax018-823-7751
全日本建設交運一般労働組合秋田県連合会
執行委員長 佐藤 隆夫 様

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が本年度の最低賃金改正の審議を始めるにあたり、意見書を提出いたします。

記

【意見書の内容】

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を展望し、地域間の最低賃金格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解が得られるよう、「政府の責任において中小零細企業の経営支援を抜本的に強化すること」を審議会の意見として表明すること。



【意見書の理由】

日本の最低賃金には、3つの大きな問題があります。1つは低すぎて自立して生活できないこと、2つ目は地域別で格差が広がっていること、3つ目は中小零細企業支援がきわめて脆弱であることです。

日本国憲法は第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、最低賃金法は第1条の目的で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」としています。現在の秋田地方最低賃金は、時間額951円です。この額は、自立して子育てができ、労働力の再生産を保障できる生計費水準には依然として程遠い状況です。憲法の求める「人間らしい生活」を達成するために、大幅な引き上げが必要です。

最低賃金の地域間格差をみると秋田県(時間額951円)ともしっかり高い東京都(時間額1,163円)を比べると、格差が依然として時間額で212円あります。地域間格差が縮まらないことなどから、最低賃金の低い地域から若者などの労働力が流出し、人口減少の大きな要因となっています。

また、6月27日に秋田弁護士会が「最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表し、その中で『地域間での生計費の差を前提とした地域別最低賃金制度はその立法事実を欠いていると言わざるを得ない』と言い切っています。

中小零細企業の多くは大企業の下請であり、指値や買ったときなどによって不公平な取引にさらされていて、経営的にきびしい状況にあります。中小零細企業が安心して最低賃金引き上げに対応できるよう政府予算を大幅に引き上げるとともに、社会保険料の事業主負担を減免するなどの抜本的支援策が求められています。

2025 年 7 月 29 日

秋田地方最低賃金審議会
会 長 白 木 智 昭 様

全日本年金者組合秋田県本部
執行委員長 大坂谷 邦雄
〒010-0001
秋田市中通 7 丁目 2 - 21
くらしと労働会館 4F
TEL・fax 018-833-5456

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見

秋田地方最低賃金審議会の本年度の最低賃金改定の審議では、年金受給者の声を反映した答申をしてくださるよう年金者組合秋田県本部として要望します。

年金は働いていた時の賃金がベースになって年金支給額が決定されます。最低賃金が全国でも最低位にある秋田県の年金支給額は、こうした年金の仕組みから低くならざるを得ません。そのうえ、マクロ経済スライドが発動されているため、ただでさえ年金の低い秋田県の年金受給者からも情け容赦なく年金は減らし続けられています。特にコメをはじめとした食料品、電気・ガス・ガソリン・灯油などの生活に欠かせない物価の高騰は、全国一律で秋田県が例外だというわけではありません。こうした物価高騰は、年金受給者の暮らしに大きく響いており、一日二食にしている、冷暖房を我慢し電気を使わないようにしているなど低年金で苦しんでいる高齢者が少なくありません。

年金受給者は、秋田県で働いていたというだけで、死ぬまで低賃金の影響を受けなければならないのかと秋田県民であったことを悔やんでいます。これでは、子供たちに秋田で働けと言えません。秋田県の人口減少の一因となっている最低賃金を引き上げ、全国どこで働いても同じ賃金を受け取れるよう、私たち年金生活者は、全国一律の最低賃金を切望しています。

老後を子どもたちと暮らせるようにするためには、都市部と大きな差のある最低賃金の引上げが必要です。そうすることで子どもや孫が秋田で働くようになるのです。

ぜひ、現在の現役世代が、退職後、年金で暮らせるようになるためにも、全国一律の最低賃金実現を切望するとともに、せめて秋田県の最低賃金を 1500 円以上にすることを強く要望します。

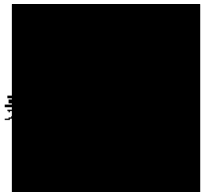


2025年（令和7年）6月27日

秋田地方最低賃金審議会 会長 様

秋田弁護士会

会長 竹 田 勝 彦



会長声明の送付について

当会は、常議員会の議を経て、本日、下記会長声明を発表しましたので、送付申し上げます。

記

最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明



最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

- 1 厚生労働省が発表した「毎月勤労統計調査令和6年分結果確報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年から0.3%の減少となり、3年連続での前年比マイナスとなった。

現在の秋田県の地域別最低賃金は、1時間951円であり、全国で最も低い金額であるが、この金額では、上記の「毎月勤労統計調査令和6年分結果確報」での正社員を含むフルタイムの労働者（一般労働者）の所定内労働時間である148.7時間で換算すると、賃金は月額約14万1000円、年額約170万円にしかない。

最低賃金を決定する際の重要な要素は労働者の生計費（生活のために必要な費用）であるが、例えば全国労働組合総連合（全労連）が2025年5月に発表した最低生計費試算調査によれば、秋田市在住の25歳単身者（賃貸住居に居住という条件）の最低生計費は月25万3580円とされている。この金額で労働時間を月150時間として換算すると、時給1691円が必要である。このように、現在の最低賃金の水準は労働者の生計費に対して絶対的に不足しており、最低賃金制度をセーフティーネットとして実効的に機能させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務である。

- 2 また、秋田県の地域別最低賃金は、前年から54円の引上げとなったものの、依然として全国最高額の東京都の1時間1163円を212円も下回っており、地域間格差の是正には全く至っていない。

上記の全労連の調査によれば、地方では都市部に比べ住居費は低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されることから自家用車の保有を余儀なくされるため、地方と都市部の生計費には地域間格差がほとんど存在しないことが判明している。したがって、地域間での生計費の差を前提とした地域別最低賃金制度はその立法事実を欠いていると言わざるを得ない。

また、秋田県が「新秋田元気創造プラン」や「政府予算等に関する要望書」で指摘するとおり、全国下位にある賃金水準は、若者などの人口の社会減の大きな要因

の一つになっていると考えられる。

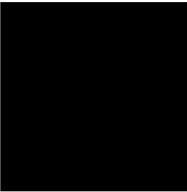
政府は賃金の地域間格差を早急に是正するために、地域別最低賃金制度を根本的に見直し、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

- 3 一方で、最低賃金の大幅な引き上げは、労働者の生活だけでなく経済に影響を与える可能性が大きく、特に中小企業の経営維持には配慮しなければならない。この点、中小企業が最低賃金の大幅な引上げに対応できるようにするために、原材料価格や労務費などの上昇分を取引価格に転嫁できる公正な取引を確保するとともに、社会保険料の事業主負担分の減免などの、抜本的な中小企業支援策を実現することが不可欠である。
- 4 以上より、当会は、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現し、秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、秋田地方最低賃金審議会に対し秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、中央最低賃金審議会に対し地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げを答申すること及び全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求めるものである。

2025年（令和7年）6月27日

秋田弁護士会

会長 竹 田 勝



秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会委員名簿

*50音順

区 分	氏 名	現 職
公益代表	うすき ともあき 臼 木 智 昭	秋田大学 教授
	き が ひろし 嵯 峨 宏	弁護士
	まつもと かずと 松 本 和 人	弁護士
労働者代表	ごとう まさふみ 後 藤 正 文	JAM秋田 事務局長
	そ が あやいき 曽 我 章 生	連合秋田 事務局長
	にいぜき なおと 新 関 直 人	UAゼンセン 秋田県支部長
使用者代表	お の ひでと 小 野 秀 人	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	さかいだ み き 境 田 未 希	(株)境田商事 取締役
	ときた ゆうじ 時 田 祐 司	時田電機工業(株) 代表取締役社長
任 期		令和7年7月29日 ～ 専門部会廃止まで